
第 3 部 災害応急対策

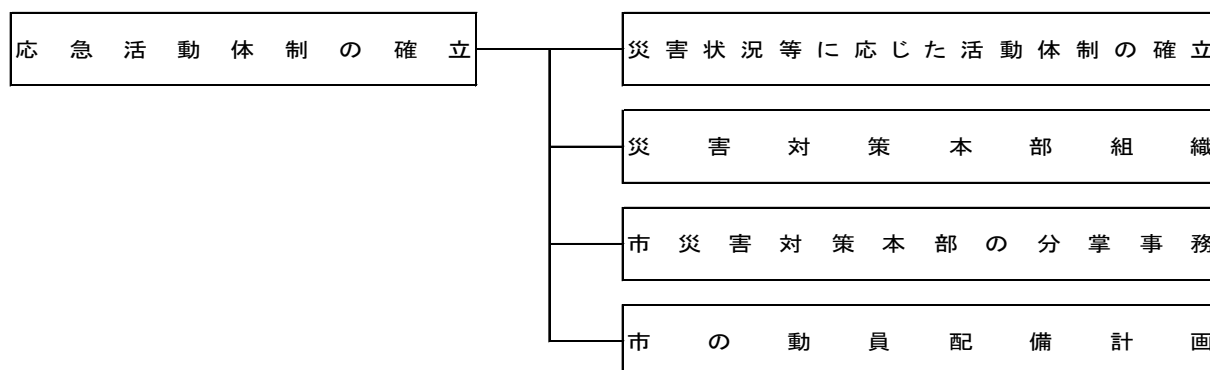
第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は応急活動体制を確立する。また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

市は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、本地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市は、風水害等の災害が発生した場合、県、国、防災関係機関等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、その他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

1 災害対策準備体制

(1) 情報収集体制

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課（松山庁舎にあっては総務市民課、有明庁舎にあっては地域振興課）、建設課等の職員による「情報連絡体制」をとる。

(2) 情報連絡体制要員

本部に総務課（松山庁舎にあっては総務市民課、有明庁舎にあっては地域振興課）、建設課等の要員を置く。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置又は廃止

市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、市長の指示により災害警戒本部を設置する。また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

(2) 組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に危機管理監、副本部長に総務課長、福祉課長（本庁）、農政畜産課長、耕地林務水産課長、建設課長、水道課長、松山支所長及び有明支所長をもって充てる。また、災害警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。各庁舎においては、副本部長のうち各支所長の指名する災害警戒要員を置く。

表 災害警戒本部組織

本部長	災害警戒要員の数	副本部長	災害警戒要員の数	警戒本部要員	災害警戒要員の数
危機管理監 (総務課)	3	総務課長		福祉課	1
		水道課長	1	産業建設課	1
		有明支所長		地域振興課	1
		福祉課長	1		
		農政畜産課長	1		
		耕地林務水産課長	1		
		建設課長	1		
		松山支所長		総務市民課	2
				産業建設課	1
		消防団	1		

(3) 災害警戒本部の分掌事務

- ア 気象情報等の収集に関すること
- イ 被害状況の把握に関すること
- ウ 職員への連絡、報告に関すること
- エ 関係機関への連絡体制に関すること
- オ 災害対策本部への移行準備に関すること

(4) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

3 災害対策本部の設置

(1) 設置又は廃止

ア 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

(ア) 市内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から応急対策の必要があるとき。

(ウ) 市内に特別警報が発表されたとき。

イ 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(2) 組織

災害対策本部には、災害対策本部長に市長を、副本部長に副市長及び教育長を、本部付に総務課長と危機管理監を、また災害対策本部員には各対策部長をもって充てる。ただし、第一次配備の本部長については、危機管理監を充てることができる。

(3) 配備体制

災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

(4) 配備の指定

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として志布志庁舎4階（庁議室）に設置する。志布志庁舎が被災し志布志庁舎内に設置できない場合は、松山庁舎又は有明庁舎の中から被災状況を勘案して、災害対策本部を設置する。

4 現地対策本部の設置及び廃止

(1) 設置又は廃止

ア 現地災害対策本部の設置基準

市長は次の基準より現地災害対策本部を設置する。

(ア) 災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認められるとき。また、設置した際には、「志布志市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

イ 現地災害対策本部の廃止

本部長は、現地において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(2) 組織

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長に各支所長を、現地災害対策本部員には各支所班長をもって充てる。

(3) 現地災害対策本部の事務分掌等

現地災害対策本部長は、災害対策本部と連携を取りながら、災害対策本部長が指示をし

た事務を行い、現地災害対策本部の事務を掌握する。また、事態の推移等により災害対策本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ災害対策本部長の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要し、災害対策本部長の指示を受けるとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに災害対策本部長に報告するものとする。

(4) 配備体制

現地災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

(5) 配備の指定

本部長は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

(6) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、原則として松山庁舎においては庁舎2階（庁議室）、有明庁舎においては庁舎2階（庁議室）に設置する。各庁舎が被災し庁舎内に設置できない場合は、公共施設等の中から被災状況を勘案して、現地災害対策本部を設置する。

なお、志布志庁舎が被災し、庁舎内に設置できない場合の災害対策本部の設置場所も同様とする。

5 災害対策本部及び市災害警戒本部の設置又は廃止の通知

市は、災害対策本部（現地災害対策本部を含む）及び災害警戒本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が突発的に発生し、通常災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、危機管理監は市長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

(1) 市長に対し報告すべき事項

- ア 風水害等による災害の規模（台風の規模、降雨量等）
- イ その時点で把握している被害状況
- ウ 被害予測
- エ 対応状況
- オ その他必要な事項

(2) 市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

ア 市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理する。

- | |
|--------|
| ①副市長 |
| ②教育長 |
| ③危機管理監 |
| ④総務課長 |

- ⑤福祉課長
- ⑥建設課長
- ⑦各支所長（松山支所・有明支所）
- ⑧水道課長
- ⑨総務課危機管理グループリーダー
- ⑩総務課危機管理グループサブリーダー

イ 職務代理者は、市長と連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。

7 本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2 災害対策本部組織

資料編参照

第3 市災害対策本部（支部）の分掌事務

資料編参照

第4 市の動員配備計画

1 配備体制

体制	基準	配備体制	活動内容
情報連絡体制	市内に各種の気象警報等が発表されたとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 総務市民課：1名以上 地域振興課：1名以上 (3) 建設課（本庁）：1名以上 (4) 消防団：1名以上	災害への警戒を行うため、関係機関との連絡・情報収集に努める。
災害警戒本部体制	(1) 市内小規模な災害が発生したとき (2) 市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 総務市民課：2名以上 地域振興課：1名以上 (3) 福祉課（本庁）：1名以上 福祉課（志布志支所）：1名以上 (4) 建設課（本庁）：1名以上 産業建設課（支所）：1名以上 (5) 水道課：1名以上 (6) 消防団：1名以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 (1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき (2) 市内に特別警報が発表されたとき	(1) 総務対策部総務班：4名以上 (2) 支所対策部総務班：3名以上 (3) 別記1「災対本部」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	第1配備を基準とし、災害の状況に応じて配備	
災害対策本部体制	第3配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務対策部総務班：8名以上 (2) 支所対策部総務班：5名以上 (3) 全対策部：対策部長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第4配備 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	全対策部全員	

（別記1）「対策本部」民生対策部、農業対策部、土木対策部、水道対策部、教育対策部、公安消防対策部、運送対策部、松山庁舎対策部、有明庁舎対策部

2 配備の方法

本部長は、異常気象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部を設置し、各職員に対し電話やメール、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 職員に対する伝達

- ア 職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
- イ 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。
- ウ 休日又は退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

(2) 職員の非常動員

- ア 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が突発した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等との連絡をとり、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
- イ 総務対策部総務班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、市災害対策本部の設置について電話・メール等の最も早い方法で職員に伝達する。

(3) 情報の収集について

- ア 職員は、速やかに集合するとともに、参集途中で出来る限り被害状況を把握し、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、総務班に報告する。
- イ 消防連絡班は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

(4) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

(5) 配備の決定及び変更

- ア 本部長は、災害の発生が予想されるとき、又は災害の状況により配備体制を決定する。
- イ 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(6) 応援のための動員

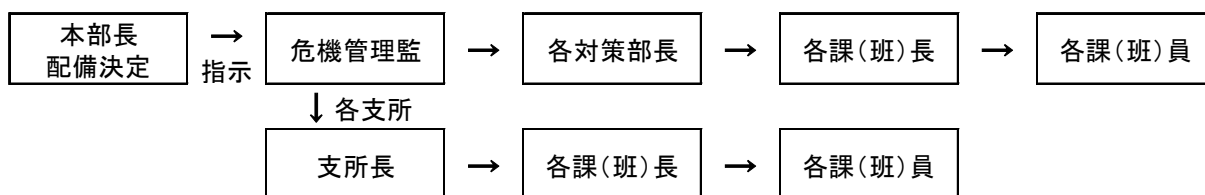
災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合には、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

また、災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。

(7) 動員配備の指示伝達

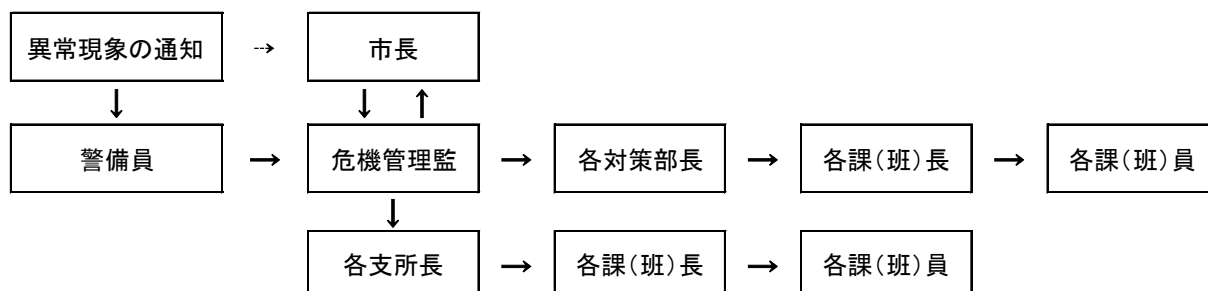
動員配備の伝達は、以下の連絡方法・系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外（退庁後及び休日）

警備員は、次の情報を覚知したときは危機管理監又は総務課長若しくは課員に連絡し、危機管理監は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



3 自主参集

(1) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(2) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

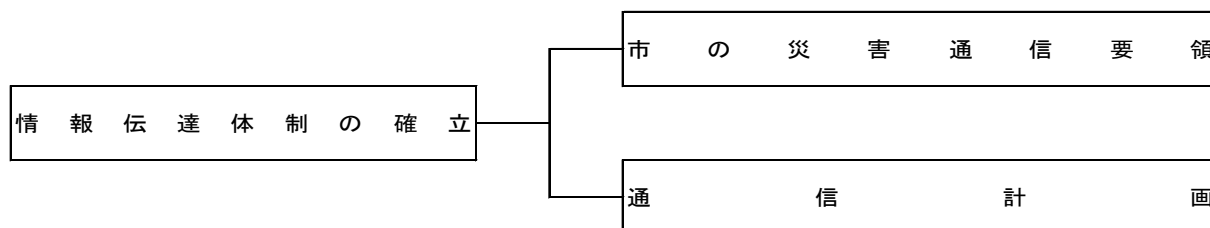
また、配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する課・局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたる。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



第1 市の災害通信要領

1 災害通信要領

- (1) 災害対策要員が、非常通話、非常電報及び専用通信施設による通信の必要を認めたときは原則として所管の班長の許可を得て通信する。ただし、緊急を要するため所管の班長の許可を受ける暇がないときは、この限りではない。この場合は、速やかに班長に報告する。
- (2) 各班長は、所管の対策部長に(1)により通信を行った旨を報告し、当該対策部長は速やかにその旨を総務対策部長に報告する。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、実情に即した通信方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

3 通信途絶時における応急措置

市は、有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

第2 通信計画

1 非常時の使用通信施設

(1) 非常時の通信施設

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。災害時に使用できる通信施設は次のとおりである。

- ア 防災行政無線
- イ 行政告知端末放送
- ウ コミュニティFM
- エ 緊急速報メール（エリアメール）
- オ 安全・安心メール
- カ MCA無線
- キ 衛星携帯電話
- ク 鹿児島県防災行政情報ネットワークシステム
- ケ 鹿児島県防災行政無線
- コ 非常電話、非常電報
- サ ほかの機関の専用通信施設
- シ 非常無線
- ス 消防無線
- セ 携帯電話

2 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保（西日本電信電話株式会社（NTT西日本））

市は、災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。

ウ 非常、緊急電話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171 番」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

3 公衆電気通信施設の利用計画（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

(1) 非常通話

ア 非常通話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

イ 災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

(2) 非常緊急電報

非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

ア 気象機関

イ 水防機関

ウ 消防機関

エ 災害救助機関

オ 輸送確保機関

カ 警察機関

キ 通信の確保に直接関係のある機関

ク 電力供給機関

(3) 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

ア 天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。

イ 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件とする。

4 専用通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合、（人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のため受発するものに限る。）災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条等の規定により、ほかの機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

◇災害対策基本法

（通信設備の優先利用等）

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の

定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

（通信設備の優先使用权）

第79条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

◇災害救助法

第28条 厚生労働大臣、都道府県知事、第30条第1項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和59年法律第86条）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（2）優先利（使）用できる主な機関

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
市長、消防長、消防団長	県警察本部	警察署
	国土交通省九州地方整備局	志布志港湾事務所
	九州電力株式会社	営業所

ア 防災行政無線電話による通信

市防災行政無線電話を利用し、移動局を通じ通信連絡する。

イ 消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

ウ 警察無線電話による通信

警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所及び駐在所等を経て通信連絡する。

エ 県防災行政無線電話による通信

県、出先機関、市に設置する防災行政無線局を通じて通信連絡する。

（3）県防災行政無線電話による通信

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

ア 利（使）用しようとする理由

- イ 通信の内容
- ウ 発信者及び受信者

5 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次に定めるところにより依頼する。

(1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが通信の内容には制限がある。

(2) 非常無線通信の依頼先

鹿児島地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

(3) 非常無線通信としての通信内容

- ア 人命の救助、避難所の保護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

(4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可。）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア 宛先の住所、氏名（職名）、電話番号
- イ 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者名

6 アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

7 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、N T Tの音声対応システム、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(1) 一斉同報メール

市等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメー

ルー一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

(2) 緊急速報（エリアメール等）

市内にいる携帯電話所有者に対して、災害情報を一斉にメール配信。

(3) ワンセグ（エリアセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは市等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

(4) コミュニティ放送

市内で放送を行うFMラジオ放送

(5) デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

(6) データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

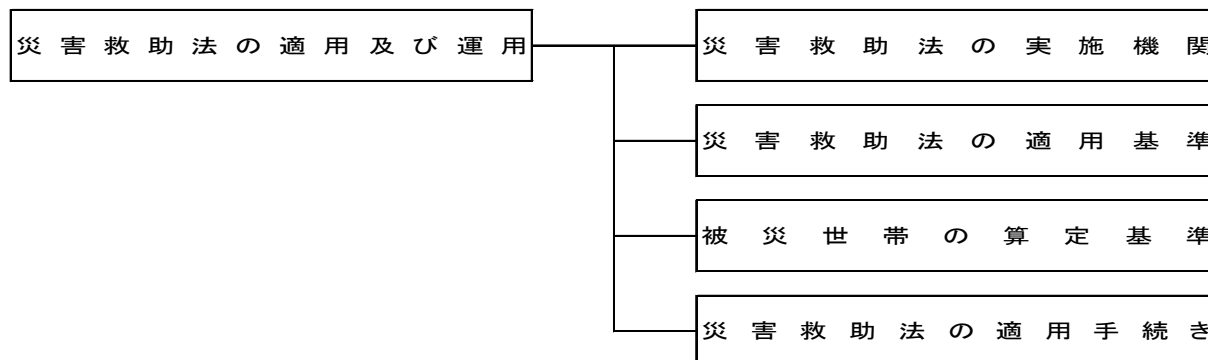
(7) 告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて市及び県は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

◇災害救助法

（総則）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する災害が本市内で発生した場合において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき。

表 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 50 世帯以上
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 25 世帯以上
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上
(4) 市内の被害状況で、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと	

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が全壊・全焼、流出したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

イ 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第3 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるとき、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県危機管理課危機管理係 NTT回線：099-286-2255

第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

1 救助の種類

実施者は原則知事であるが、市長が実施可能な場合は、市長とする。

救助の種類	対象	対象経費等	期間		費用の限度額
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害の発生する恐れがある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者に供与する。	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第4条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）		1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型応急住宅	災害発生の日から20日以内に着工	1 住宅の規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 費用の限度額 1戸当たり6,775,000円 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費
		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 住宅の規模 建設型仮設住宅に準じる 2 費用の限度額 地域の実情に応じた額
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に、炊事ができない者	主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり1,230円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに資材の費用	災害発生の日から7日以内		当該地域における通常の実費

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害の実情に応じ現物給付 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内	・夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 ・下表金額の範囲内			
限度額（円）							
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏季	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	災害により医療の途を失った者	（範囲） ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護		災害発生の日から14日以内		（救護班による場合） 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕等の実費 （病院又は診療所による場合） 国民健康保険の診療報酬の額以内 （施術者による場合） 協定料金の額以内	
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を要する状態にあるもの）	（範囲） ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料		分べんした日から7日以内		（救護班等による場合） 使用した衛生材料等の実費 （助産師による場合） 慣行料金の100分の80以内の額	
被災者の救出	1 現に生命身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費		災害発生の日から3日（72時間）以内		当該地域における通常の実費	
被災した住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	住家が半壊（半焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し現物をもって行う。		災害発生の日から10日以内日以内		1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けた世帯（全壊は、修理することで居住することが可能な場合） 50,000円以内	

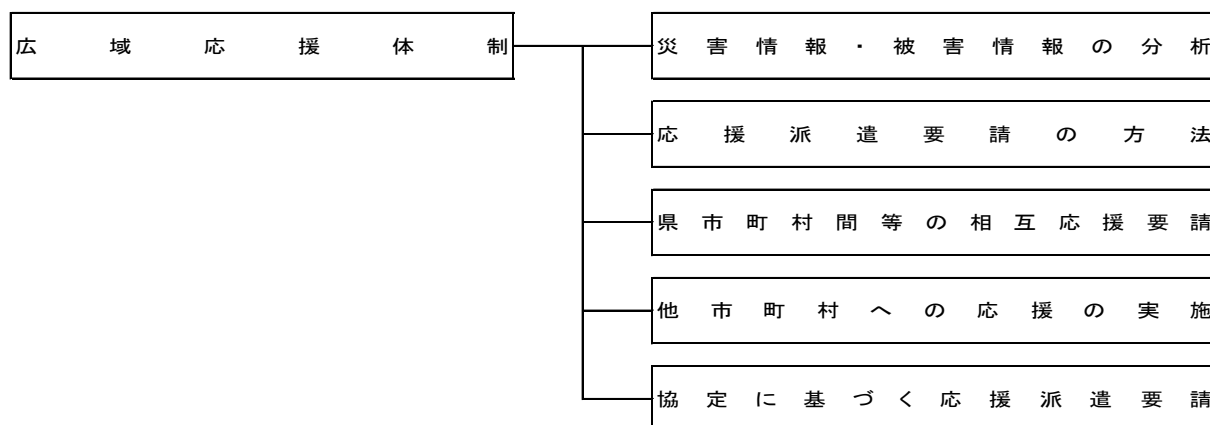
救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1 住家が半壊（半焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（半焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行う。 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度のぶぶんに対し、現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する非常災害対策本部又は、同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内）	1 世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内
	3 住家が半壊（半焼）に準ずる程度の損傷（以下「準半焼」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者			1 世帯当たり 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	地域の実情に応じて現物給付 1 教科書及び教材 2 文房具 3 通学用品	災害発生の日から（教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円
埋葬	災害の際に死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	棺又は棺材の現物給付 1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） 3 骨壺及び骨箱	災害発生の日から10日以内	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内
死体の検索	行方不明状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（範囲） 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検索	災害発生の日から10日以内	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,500円以内 2 死体の一時保存 ・死体の一時収容施設利用時 通常の実費 上記が利用できない場合 1 体当たり 5,500円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 3 検索 救護班以外は慣行料金
障害物の除去	半壊（半焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送及び賃金職員等雇上費等	災害発生の日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した市、県及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、市においては、同時被災の可能性の低い遠隔の市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 災害情報・被害情報の分析

1 情報の分析・検討

市は、収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。応援の要請先は次のとおりである。

表 応援要請先一覧

(1) 被災地外の県内市町村
(2) 県
(3) 本市を所管する指定地方行政機関
(4) 本市を所管する指定公共機関
(5) その他の公共的団体等
(6) 協定のある関係機関
(7) 消防庁（緊急消防援助隊等）
(8) 県消防班応援
(9) その他、民間団体、企業等

2 応援受入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体

制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第2 応援派遣要請の方法

1 応援派遣要請の種別

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

(1) 隣接市町の職員等

市長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別及び人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

(3) 県知事への職員派遣あっせん要請

市長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、上記同様に必要事項を明示してあっせんを求める。

(4) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(5) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、隣接する市町は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（県災害対策支部の管轄区域内（大隅支部））の市町は、被災市町からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、市長は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

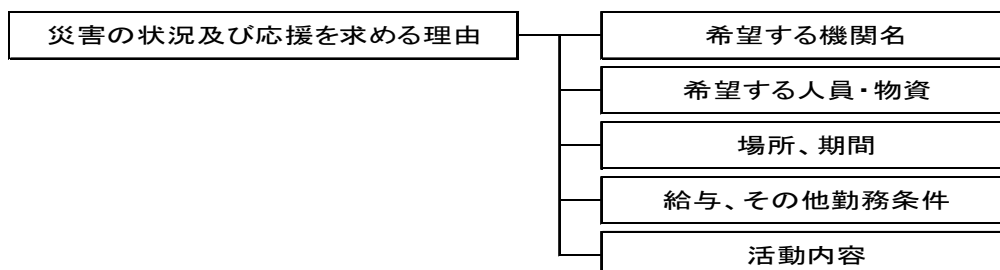
第3 県市町村間等の相互応援要請

1 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

(1) 応援要請に関する措置

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等についてあつせんを求める。

○応援要請をする場合の要点



(2) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所のあつせん等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(3) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

- ア 受入れルート
- イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

2 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援項目等

(1) 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

- ア 連絡窓口の明確化
市長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。
- イ 受入れ施設の整備
市長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるため、

応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

第4 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

1 職員等の派遣

市長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2 被害情報の収集

市長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

市長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受入れ施設の提供等

市長は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供又はあっせんを行う。

第5 協定に基づく応援派遣要請

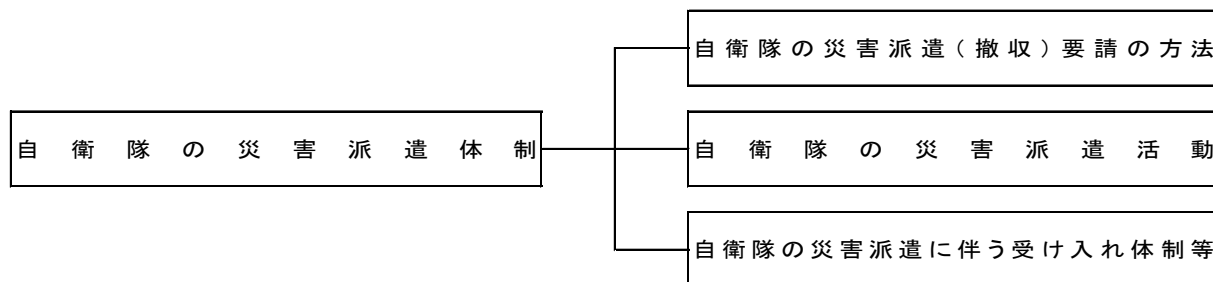
市は、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、県内外市町村、指定地方行政機関、消防の一部事務組合等と協定を締結している。

- 1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定
- 2 志布志市における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）
- 3 大隅曽於地区消防組合相互応援協定書
- 4 鹿児島消防・防災ヘリコプター応援協定
- 5 鹿児島県消防相互応援協定
- 6 消防相互応援協定（串間市）

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



◇自衛隊法

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急処理事態における災害については、適用しない。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事

が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき、自己の判断又は市長の要請要望により行う。

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記し、各活動内容に応じた県の各担当部長を経由して、知事へ文書による要請依頼を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

表 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請請求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	099-(直通)286-2268
〃 総務部	人事課	〃	(直通)286-2045
〃 くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通)286-2656
〃 農政部	農政課	〃	(直通)286-3085
〃 土木部	監理課	〃	(直通)286-3483
〃 〃	河川課	〃	(直通)286-3586
〃 環境林務部	環境林務課	〃	(直通)286-3327
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通)286-2925
〃 教育委員会	総務福利課	〃	(直通)286-5188
〃 出納局	会計課	〃	(直通)286-3765

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

表 県警察本部への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請請求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県 警察本部	警備課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	(代表)099-206-0110

(3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう、あらかじめ県及び派遣部隊の長と協議しておく。

表 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111 内線 255 又は 256
〃 第 8 師団司令部	第 3 部防衛班	熊本市北区清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 214 又は 233
〃 第 12 普通科連隊本部	第 3 科	霧島市国分福島 2 丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235 又は 237
海上自衛隊佐世保地方総監	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線 225
〃 第 1 航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2222
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19518	0983-35-1121 内線 232
自衛隊鹿児島地方連絡部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920

第2 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

表 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常、市や県等が提供するものを使用する。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救難物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成 29 年 3 月 31 日外防衛省令 6 号(第 3 次改正)）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
-----	--

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

◇災害対策基本法

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるとこ

- ろにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
- 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
- 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従つて行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意すること。(地積、出入りの便を考慮)
- (2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、市及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き、出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて市及び県において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを市及び県に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて市及び県はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられることから、市において条件等を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておく。

表 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

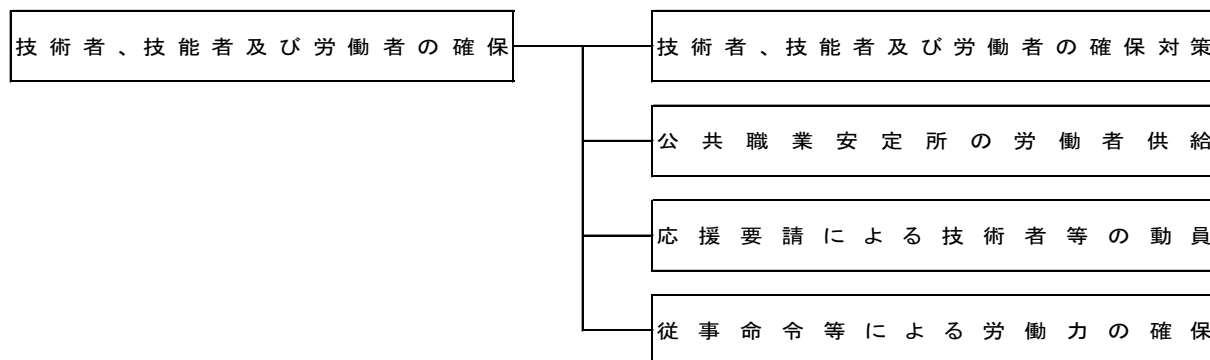
発着予定地	所在地	面積 m ²	備考
松山小学校	松山町新橋1502番地	11,36.00	
尾野見小学校	松山町尾野見36番地		
松山中学校	松山町泰野3870番地	9,695.00	
城山総合公園	松山町新橋1570番地17	31,388.00	防災ヘリ
旧四浦小学校	志布志町内之倉7185番地	6,720.00	
志布志中学校	志布志町帖 3394 番地	24,550.00	
田之浦ふるさと交流館	志布志町田之浦 2038 番地		
旧出水中学校	志布志町内之倉 3500 番地	5,629.00	
運動公園陸上競技場	志布志町安楽190番地46	60,000.00	防災ヘリ
志布志消防署ヘリポート	志布志町志布志428番地 2		防災ヘリ
市役所有明庁舎前広場	有明町野井倉1565番地	4,500.00	
伊崎田小学校	有明町伊崎田8845番地	10,559.00	
通山小学校	有明町野井倉8304番地 4	8,535.00	
野神小学校	有明町野神3139番地	7,625.00	
山重小学校	有明町山重10873番地 2	7,625.00	
宇都中学校	有明町原田2256番地 1	9,036.00	
志布志運動公園ふれあい広場	志布志町安楽201番地13		防災ヘリ
有明野球場	有明町野井倉1787番地1		防災ヘリ

注) 備考欄の「防災ヘリ」の記載は県消防・防災ヘリコプターの発着場として指定されているもの。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

1 人員の確保

市長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う。

大隅公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあつせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。市の担当は、総務班とする。

2 労働者等確保順位

労働者等の確保は、概ね次により行う。

- (1) 防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員
- (2) 大隅公共職業安定所のあつせんによる労働者の動員
- (3) 防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員
- (4) 緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第2 公共職業安定所の労働者供給

1 労働者あつせん手続、方法等

(1) 労働者あつせん手続き、方法

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保が、それぞれの災害対策実施機関において困難な場合は、大隅公共職業安定所に次の事項を明らかにして、必要な人員のあつせんに依頼する。

ア 必要労働者数

イ 作業の内容

- ウ 作業実施機関
- エ 賃金の額
- オ 労働時間
- カ 作業場所の所在
- キ 残業の有無
- ク 労働者の輸送方法
- ケ その他の必要な事項

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2キロメートル以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は、交通費を支給し、一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等において、自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して、他の防災関係機関等に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする時間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員等の派遣について必要な事項

第4 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

災害応急対策の緊急実施のため、防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者、大隅公共職業安定所のあっせんによる労働者及び防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の手段による動員が困難な場合は、各法律に基づく強制命令執行により、労働力の確保を図る。

表 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員

水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項	市長
		災害対策基本法第65条 第2項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

表 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥地方鉄道業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送事業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令等執行は、次の方法による。

ア 災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令する。

イ 災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令する。

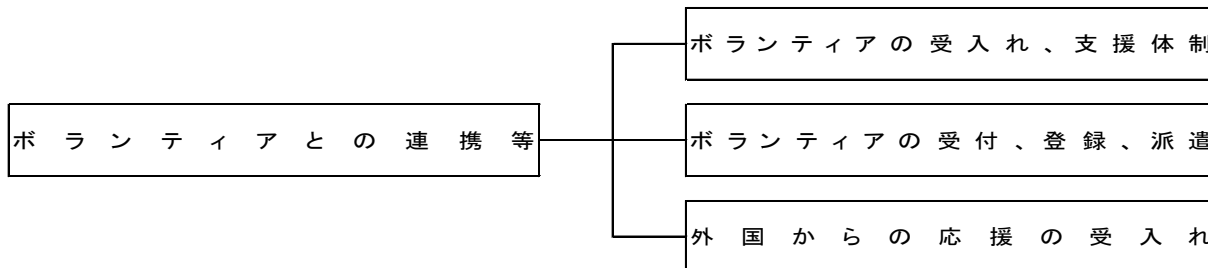
(2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付する。

(3) 知事以外の他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にするとともに、県社会福祉協議会の支援等を受けながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターへの積極的な人的協力等を求める。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等に近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行う等、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターの支援、積極的な人的協力等を求める。

※災害ボランティアセンター・・・主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織である。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有する。

3 ボランティア活用計画

(1) 参加、協力が求められるボランティア

- ア 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- イ 大学等の学生
- ウ 公務員
- エ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ その他、各種ボランティア団体等

(2) ボランティア活動の内容

- ア 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- イ 避難所の運営
- ウ 炊き出し、その他の災害救助活動
- エ 高齢者、病人等の看護
- オ 被災地の清掃及び防疫
- カ 軽易な事務の補助
- キ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ク その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

4 民間団体の活用計画

市長は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

(1) 要請方法

総務対策部総務班長は、協力を要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

- ア 業務の内容
- イ 場所
- ウ 期間
- エ 必要人員数
- オ その他必要な事項

(2) 協力を要請する業務の内容

- ア 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕
- エ 警察官等の指示にもとづく、被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- オ 関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

表 民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会	ア 応援を必要とする理由	ア 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	イ 作業の内容	イ 被災者に対する救出作業
土木建築業者	ウ 従事場所	ウ 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	エ 就労予定期間	エ 清掃防疫援助作業
商工会	オ 所要人員	オ 被害状況の通報連絡作業
女性団体・その他の団体	カ 集合場所	カ 応急復旧作業現場における 軽備な作業
	キ その他参考事項	キ その他必要とする作業

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

1 ボランティアの受付、登録

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

2 ボランティアの活動の支援

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に対する支援を、おおむね次のとおりに行う。

- (1) 被災者及び復旧活動等のニーズの把握
- (2) ボランティア活動に関する情報の発信
- (3) ボランティアの登録、受入れ、配置
- (4) ボランティア活動保険に対する具体的な内容の指示
- (5) ボランティア活動に対する具体的な内容の指示
- (6) 被災地の状況等によって、ボランティア活動に必要な物資、宿泊、食事等についての情報の提供
- (7) ボランティア活動証明書の発行
- (8) その他ボランティア活動に必要な業務

第3 外国からの応援の受け入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

県国際交流課は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに、必要な支援を行うものとする。

第8節 災害警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、県民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

第1 警備体制の確立

1 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築するものとする。

2 部隊の編成

県警察は、1の体制に応じて、必要となる部隊を編成するものとする。

3 非常参集等

県警察職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し、又は所属に連絡して指揮を受けて応召するものとする。

4 職員等の安否確認

大規模災害が発生したときは、警察職員及び家族の安否について掌握するものとする。

第2 災害発生時における措置

1 情報の収集及び報告

災害警備本部等を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を警察庁及び九州管区警察局に報告するとともに、その後判明した被害情報については、逐次報告するものとする。

2 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を管轄する市町村災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行わせるものとする。

3 住民の避難誘導

市町村長が高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合において、市町村長から支援の要請を受け、又は支援の必要を認めるときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援に当たるものとする。

4 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分するものとする。

救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

5 緊急交通路の確保等

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

6 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力し、必要に応じて他都道府県警察に援助要求するなどして、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

7 安否不明者等の搜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により早急に把握するとともに、被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な搜索部隊を編成し、要救助事案現場等において搜索に当たるものとする。

8 優先度が高い業務の継続及び警察機能の移転

災害警備活動と同時に、優先度が高い業務の選定と業務体制やバックアップ体制の確保を行わなければならない。

また、機能を果たすことが困難となった警察施設については、代替施設への移転による警察機能の確保を行うものとする。

第3 事態安定期における措置

1 警察施設の復旧

警察機能を果たすための警察施設の重要性を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災自治体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 被災地域における社会秩序の維持

被災地域の復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、所要の体制を整備した上で、おおむね次の活動を推進するものとする。

(1) 治安維持機能の回復

ア 被災地域における犯罪情勢の把握

イ 被災地域における広報啓発活動・相談活動

ウ 警戒区域における警戒警備

エ 避難所巡回パトロール

オ 大量拾得物への適切な対応

(2) 災害に便乗した犯罪の取締り

ア 無人となった住宅・店舗，ＡＴＭに対する防犯対策

イ 災害に便乗した各種事件等への対応

4 災害復旧及び復興対策への協力

(1) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行うこととする。

(2) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力することとする。

5 その他必要な警察措置

(1) 被災者の支援

被災者に対する情報伝達活動、臨時相談所の設置等による警察相談への対応を図るものとする。

(2) 計画停電への対応

(3) 被災地域における警衛・警護体制の確保

6 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

第4 自衛警備活動

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の自主防災組織による巡回・警備活動を促進する。

2 市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、志布志警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。

このため、市、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容であり、本節では下記の①及び②の内容とし、③以下は別節で取り扱う。

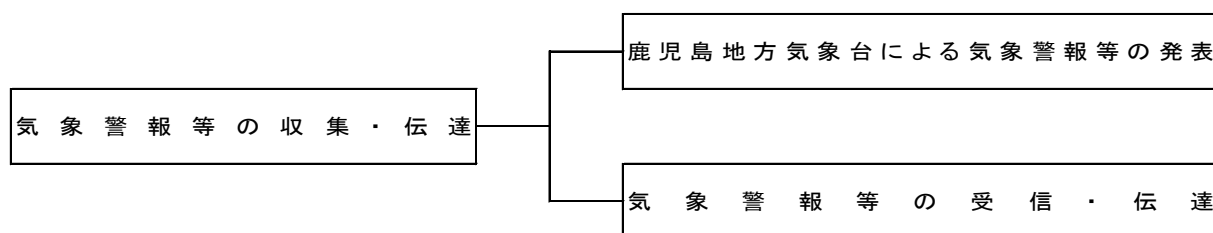
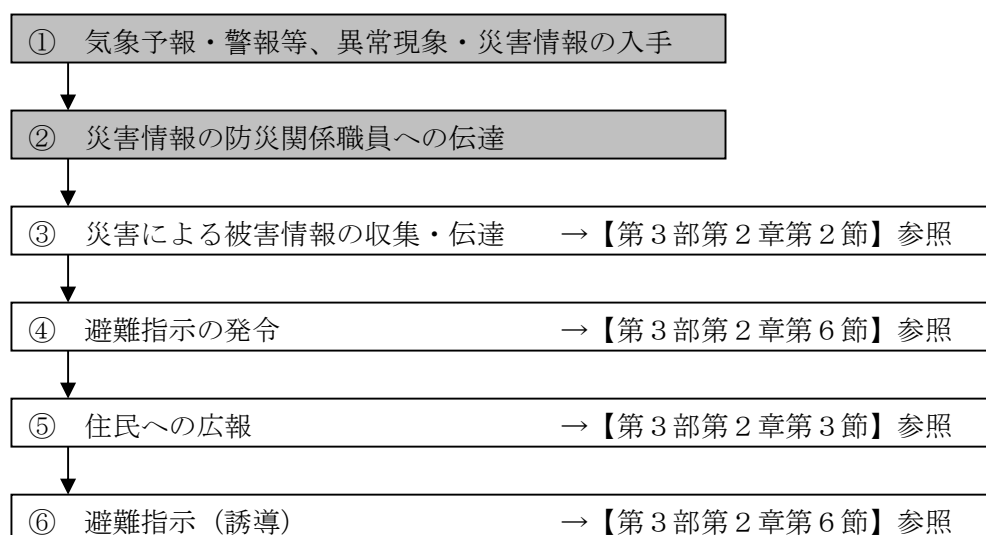


図 情報伝達の流れ



第1 気象警報等の発表

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

(1) 特別警報・警報・注意報の発表

特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次のとおりである。この予警報の細分区域は、大隅地方（一次細分区域名）曾於（市町村をまとめた地域）である。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

表 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪	り	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

表 警報・注意報発表基準一覧表

種類		発表基準				
注意報	気象注意報	風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速 12m/s（陸上・海上）以上が予想される場合			
		強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速 12m/s（陸上・海上）以上が予想される場合			
		大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれが予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。			
			<table><tr><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td>12</td><td>106</td></tr></table>	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	12
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			
		12	106			
		大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■12 時間降雪の深さが平地 3 cm 以上、山地 5 cm以上が予想される場合			
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 ■視程が陸上で 100m 以下または海上で 500m 以下になると予想される場合					
雷注意報	■落雷等により被害が予想される場合					

種類		発表基準	
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合
		着氷(雪)注意報	着氷（雪）が著しく通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■大雪注意報・警報の条件下で気温が－ 2℃～＋ 2℃、湿度が 90%以上と予想される場合
		霜注意報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■11 月 30 日までの早霜、3 月 10 日以降の晩霜ともに最低気温が 4℃以下と予想される場合
		低温注意報	低温により農作物などに著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■夏期：日平均気温が平年より 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が海岸地方で－ 4℃以下、内陸部で－ 7℃以下と予想される場合
		なだれ注意報	なだれが発生して災害が起これるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■積雪の深さ 100 cm以上で次のいずれかが予想される場合 ①気温 3℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ 30 cm以上
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 ■潮位が東京湾平均海面上 1.9m以上と予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起これるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高 2.5m以上が予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。	
		複合基準	流域雨量指数基準
		菱田川流域=(10、37.6) 前川流域=(7、16.6) 安楽川流域=(6、24.6)	菱田川流域=37.6 安楽川流域=24.6 尾野見川流域=15.2 前川流域=17.6 福島川流域=12.5
警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速 20m/s 以上が予想される場合

種類		発表基準	
		暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速 20m/s 以上が予想される場合
		大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		23	157
	高潮警報	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■12 時間降雪の深さが平地 10cm 以上、山地 15 cm以上が予想される場合
		高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■潮位が東京湾平均海面上 2.1m以上と予想される場合
		波浪警報	波浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高 6.0m以上が予想される場合
	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。
			複合基準
			流域雨量指数基準
			菱田川流域= (11、42.3) 安楽川流域= (9、27.7)

(注)・発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係性を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

・注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

・高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面（T．P）を使用する。なお、T．Pは日本の陸地標高の基準面である。

・平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを超える地域

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では1時間 120mm 以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激

しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めることを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

2 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を、市町村単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ作成する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、2時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線（以下、「CL」という。）を超過した場合（危険度レベル2）は、鹿児島地方気象台（以下、「気象台」という。）と鹿児島県土木部（以下、「鹿児島県」という。）で共同発表する。（危険度レベル3、4においても発表する。）

ただし、除外されたメッシュ（1km×1km）では、大雨警報（土砂災害）及び土

砂災害警戒情報の発表はされない。

また、土砂災害警戒情報の監視基準は設定C L0.15～0.55、土壌雨量指数の下限值比率60%の監視基準に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、気象台と鹿児島県は基準の取り扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、60 分間積算雨量と土壌雨量指数がC L0.15～0.55 を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除することとする。

(6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意する。

イ 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）なども合わせて判断する。

ウ 雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがあるため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断する。

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報は、次の基準をすべて満たす場合に発表される。

(ア) 実効湿度 65%以下

(イ) 最小湿度が 40%未満

(ウ) 最大風速が 7 m/s をこえる見込み

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

市は、空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮する。

(ア)実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

(イ)平均風速が 12 メートル以上

第2 気象警報等の受信・伝達

1 気象警報等の受信・伝達

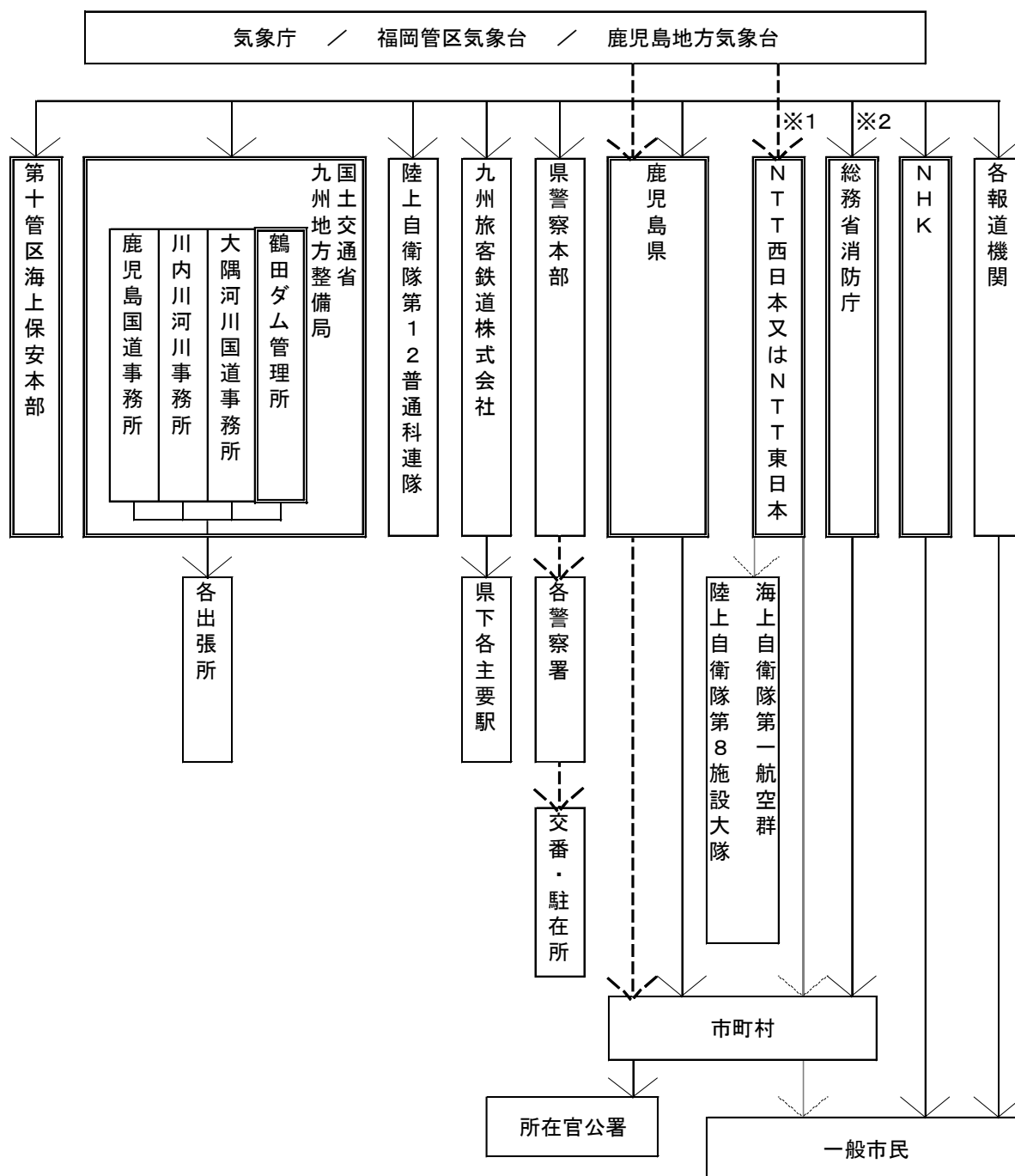
市長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、すみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。

この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

2 気象予・警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報、情報等の伝達系統は、以下に示すとおりである。

図 気象予・警報、情報等の伝達系統



(注) → 予報警報情報とも通知、----> 警報だけ通知、……> 火災気象通報

- ・ 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- ・ NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- ・ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- ・ 特別警報が発表された場合、県においては市への通知が、市においては住民等への周知措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- ・ ※1 気象資料伝達システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- ・ ※2 気象資料伝達システム（オンライン）

3 気象予・警報、情報等の伝達方法

(1) 鹿児島地方気象台が通知する予・警報

表 鹿児島県地方気象台が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

種類 伝達先	警報						注意報						象 火 災 通 報 報 気	情報	伝達方法	警報・注 意報の伝 達形式
	暴風	暴風 雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪				
NTT 西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文
鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報 提供装置	全文
第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	気象情報伝 送システム	〃
NHK 鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
鹿児島県警察本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	〃
川内川河川・大隅河川国 道・鹿児島国道事務所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	気象情報伝 送システム	〃

表 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝達事項															伝達方法	伝達内容
	警報							注意報							津波予報		
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他			
川内川河川・大隅河川国道事務所 →県							水防○									無線FAX 又は 電話FAX	全文
第十管区海上保安本部 →船舶							海上○								○	無線電話 その他	
NTT 西日本又は東日本 →市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話FAX	全文
鹿児島県 →市町村	○	○	○	○	○		水防 洪水 予報○	火災 通知○							洪水 予報○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文
県警察本部(警察署) →市町村															○	加入電話 その他	〃
NHK 鹿児島放送局 →一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文 又は 標題のみ
川内川河川・大隅河川国道事務所・鹿児島気象台 →県・一般							洪水 予報○								洪水 予報○	無線FAX 又は 電話FAX	全文

4 雨量に関する情報等の伝達

市は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

5 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島県は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）、第 55 条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第 27 条により、市町村長に周知するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講じる。

市長は、本地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

◇災害対策基本法

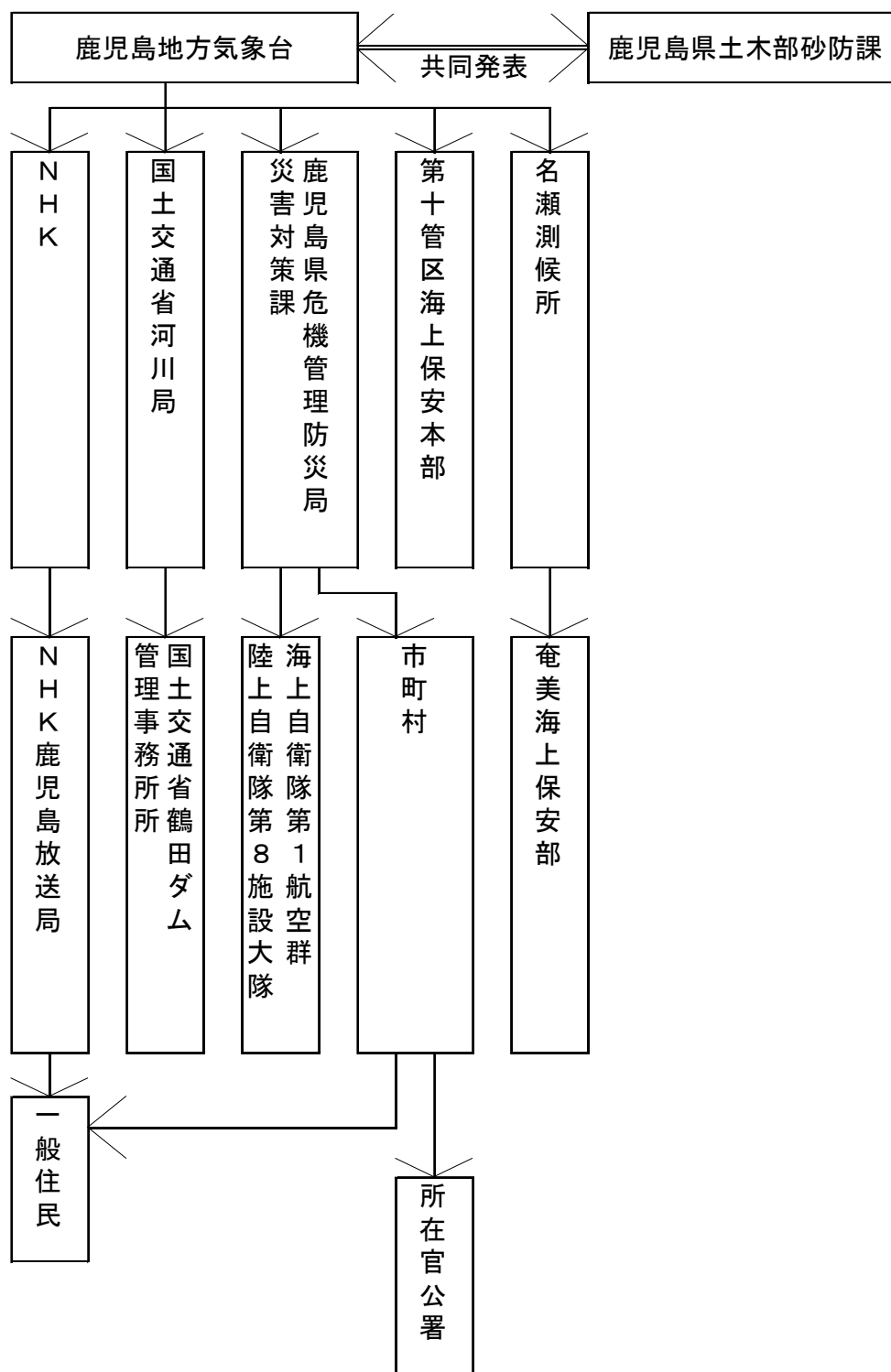
（情報の収集及び伝達）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

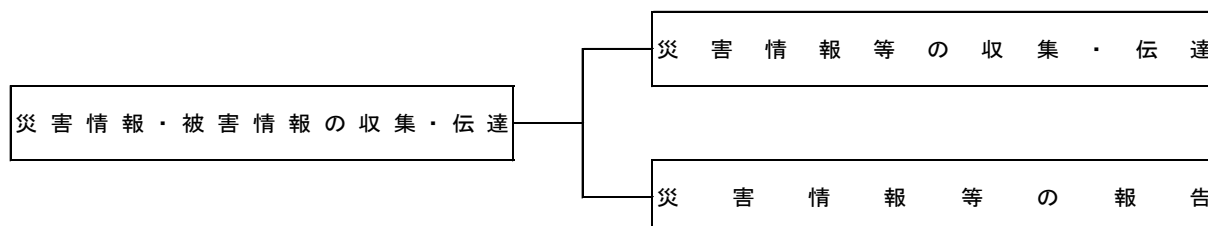
図 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

なお、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数、又は出火状況

- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上水道、農業集落排水施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害対策本部設置等の状況
- (11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 各対策部における情報収集

各対策部は、所管に係る災害情報、被害状況及び応急対策状況等を調査収集し、災害対策本部へ報告する。

報告の時期は、はじめに災害状況を了知したとき又は災害が発生したときから1時間ごとに、災害報告（資料編参照）により報告する。特に重要な災害報告を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告する。ただし、本部長が報告の時期について、特に指示したときは、この限りでない。

(2) 災害調査員による情報収集

市職員の中から、情報収集のための災害調査員を選任し、自治会ごとに配備する。

災害調査員は、担当配備区域において災害が発生したとき（災害が発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに自治会長や消防分団等と連絡をとり災害状況等を調査し、電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後、本部へ報告する。また、災害調査員以外の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。なお、当該災害の被害状況が確定したときは、すみやかに災害報告（資料編参照）により本部へ報告する。

3 災害情報等の集約、活用、報告

(1) 市における報告情報の集約

総務対策部総務班は、報告された災害情報等を整理する。

整理された災害情報は、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知を徹底する。

(2) 県等への報告

総務対策部総務班は、被害概況に関して、早期に県へ報告する。

特に、災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

（ア）勤務時間外（総務対策部総務班員の登庁直後）

（イ）勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一の系統及び方法を用いる。

エ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

(4) 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき市等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

第2 災害情報等の報告

1 災害情報等の報告系統

市長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集、把握し、県その他関係機関に報告する。なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

表 鹿児島県災害情報報告先

区分		大隅地域振興局 総務企画課	危機管理防災局 危機管理課
回線別			
N T T回線	電話	直通 0994-52-2083 夜間 0994-52-2083	代表 099-286-2111 直通 099-286-2268 夜間 099-286-2268
	F A X	0994-52-2100	099-286-5519

表 消防庁（東京都千代田区霞が関2-1-2）災害情報報告先

区分		平日（9:30～18:30） 応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777

	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	80-048-500-7527	80-048-500-7782
ネットワーク	F A X	80-048-500-7537	80-048-500-7789

2 災害情報等の種類及び内容

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間ににおける被害に関する次のようなものをいう。

- (1) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要が災害対策機関に通報するもの
- (2) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (3) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (4) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者等からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、水象、海難の場合は、市長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通報する。

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報する。

ウ 市長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (ア) 気象、地象、水象に関するものは、関係気象官署
- (イ) その他の異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- (ウ) その他の異常現象により予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

(ア) 通報すべき事項

- ① 気象関係
- ② 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

(イ) 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

(ウ) 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

(エ) 費用負担

通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信した市の負担とする。

オ 市長の通報・収集要領

異常現象発見者が市長その他関係機関に通知する要領、系統等は、次のとおりである。

(ア) 災害発生のおそれのある異常現象の通報

異常を発見した者は、直ちに次のとおり通報する。

- | | |
|------------------|---|
| ① 河川の氾濫等水防に関するもの | 消防署、総務課、建設課、水道課、松山支所
総務市民課、有明支所地域振興課 |
| ② 火災発生に関するもの | 消防署、総務課、松山支所総務市民課、有明支
所地域振興課 |
| ③ 海難に関するもの | 海上保安署、消防署、警察署、総務課、有明支
所地域振興課 |
| ④ その他異常現象 | 消防署、警察署、総務課、松山支所総務市民課、
有明支所地域振興課 |

(イ) 消防署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた消防署長等は、直ちに必要な対策を実施するとともに、総務課に報告する。

(ウ) 市長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を知った市長は、直ちに次の機関に通報する。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 気象、地象、水象に関するもの | 鹿児島地方気象台 |
| ② その他の異常現象により災害発生が予想される隣接市町 | |
| ③ その他の異常現象により予想される災害の対策実施機関 | |

(2) (1) 以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

ア 市長は、管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、系統図に基づき大隅地域振興局の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報報告する。

イ 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(3) 災害報告の様式

市の県への災害報告は、県の災害報告取扱要領に定めるものとする。

(4) 災害報告の留意事項

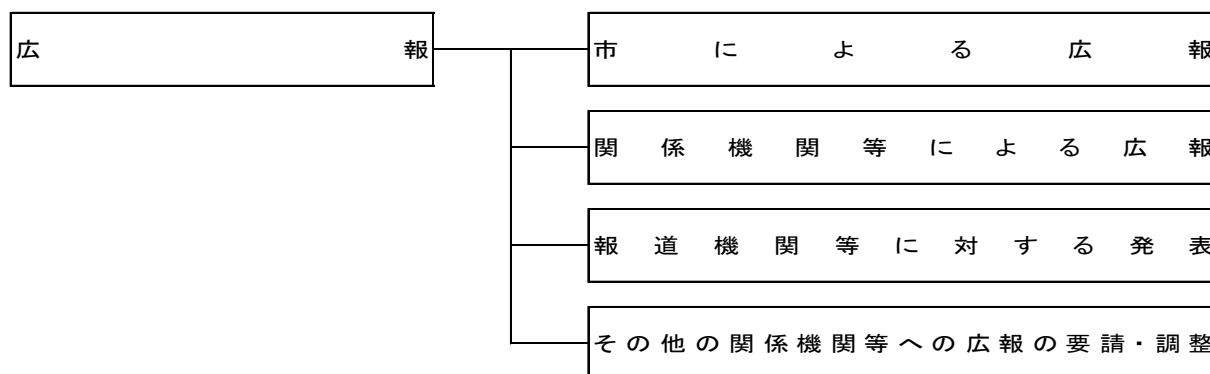
ア 市及び県の各対策機関は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名を定めておき、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と市及び県の各対策機関の報告とがぐいちがわないう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、県及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 市による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象通報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難指示

市の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市及び県（危機管理防災課）は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ・行政機関のホームページ・鹿児島県

防災Web・緊急速報（エリアメール）・安全安心メール・コミュニティFM・行政告知端末放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル 171 や各携帯会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 対策部各班は、広報を必要とする場合、総務課（総務対策部総務班）に連絡し、災害情報等の広報を要請する。また、必要に応じて、総務課（総務対策部総務班）を経由し、情報管理課（広報班）に広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務課（総務対策部総務班）において収集する。

ウ 情報管理課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、総務課（総務対策部総務班）を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

ア 市が保有する防災行政無線等

イ 行政告知端末放送

ウ コミュニティFM

エ 緊急速報メール（エリアメール）

オ 安全安心メール

カ サイレン吹鳴装置

キ 広報車、各消防分団車による巡回

ク 市職員・消防団・自主防災組織・自治会長等による巡回

ケ 広報紙、ポスター

コ テレビ、ラジオ、新聞等報道関係

サ 市ホームページ

シ 鹿児島県防災Web・Lアラート

ス その他

(2) 広報車による広報を行う場合は、簡潔でわかりやすい内容で明確に行う。

3 放送機関に対する広報の要請等

総務対策部総務班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

なお、市においては、特定非営利活動法人志布志コミュニティ放送（志布志コミュニティFM）と締結している「災害時の放送に関する協定書」（資料編 参照）に基づき、直接放送を依頼又は実施し、きめ細やかな情報を提供する。

◇災害対策基本法

(通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能がマヒした場合には、災害対策基本法第 57 条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。なお、市は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は、市民の情報ニーズに応えるとともに、市民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や市民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支店

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による市民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社、バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により市民への周知に努める。

第3 報道機関に対する発表

市の広報担当は、総務対策部総務班が一括して行い、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

1 報道発表の要領

- (1) 発表の場所は、原則として市役所本庁とする。
- (2) 発表担当者は、広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- (4) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

2 報道機関へ発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (2) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (3) 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- (4) 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (5) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (8) 避難状況等〔発表〕
- (9) 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

〔例〕

ア 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。

イ 安否情報については、NTTなど災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

ウ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

エ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

- (10) ボランティア活動の呼びかけ
- (11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- (13) 電気、電話、上水道、農業集落排水等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- (14) 河川、道路、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整**1 ライフライン関係機関への要請**

災害時に市及び県の災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市及び県は、市民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整**(1) 災害対策本部が広報を実施したとき**

市の災害対策本部は広報を実施したときは、直ちに関係機関に報告する。

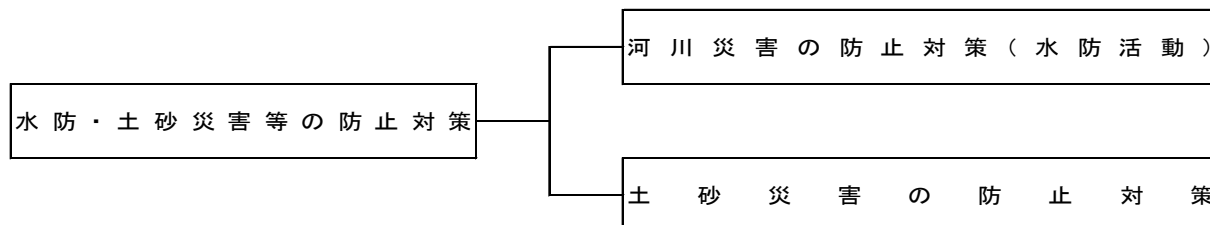
(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市本部へ通知することとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「志布志市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「志布志市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「志布志市水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防箇所（志布志町大性院（野首橋）から河口に至る間及び有明町田尾（田尾橋）から河口に至る間）等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、市等の管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各種水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業を担当する土木水防班・耕地林務水産班は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市及び県において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 警戒体制の実施

ア 警戒体制の基準雨量

種別	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がなか った場合
第1次 警戒体制	当日の 24 時間雨量が 50mm を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 80mm を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 100mm を超えたとき

第2次 警戒体制	当日の24時間雨量が 50mmを超え、時間雨量 が30mm程度の強雨が 降りはじめたとき	当日の24時間雨量が 80mmを超え、時間雨量 が30mm程度の強雨が 降りはじめたとき	当日の24時間雨量が 100mmを超え、時間雨 量が30mm程度の強雨 が降りはじめたとき
-------------	---	---	--

イ 警戒体制の活動内容

	活動内容
第1次 警戒体制	○防災パトロールを実施する。 ○必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
第2次 警戒体制	○住民等に避難準備の広報を行う。 ○必要に応じて、避難指示を行う。 ○消防団等の活動を要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

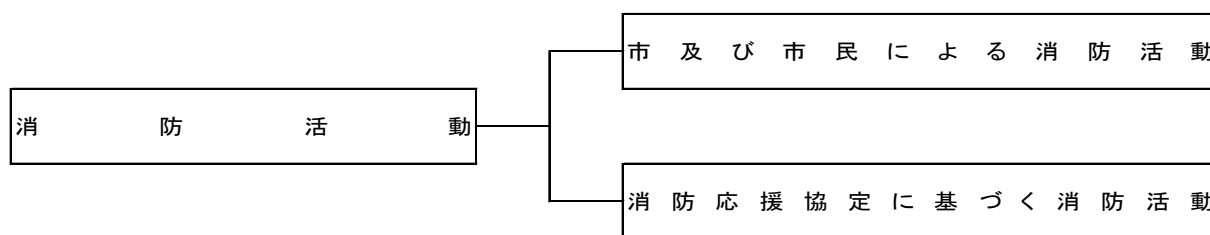
市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、市及び県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市及び市民による消防活動

1 市の消火活動

消防機関は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 市民等の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

- (1) 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- (2) 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- (3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- (4) 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- (5) 立入り禁止措置等の実施

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 広域消防との連携

消防活動等については、消防本部と緊密な連携を図りながら、万全を期する。

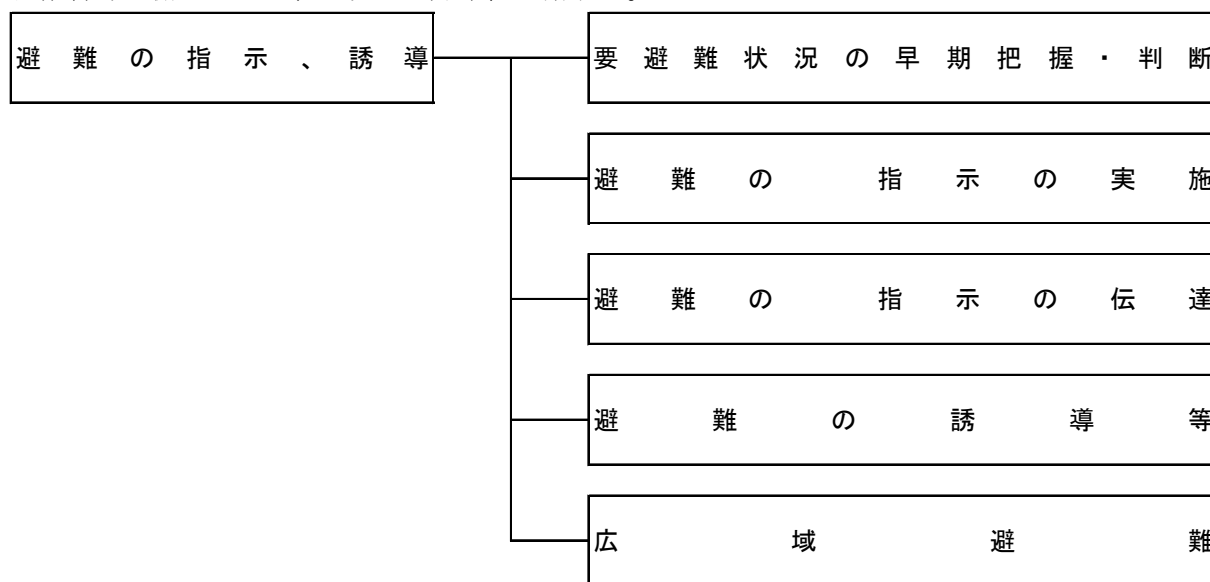
2 消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」及び「消防相互応援協定書（串間市）」により、県内外の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第6節 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し、又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市・その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以

降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県の土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

第2 避難の指示の実施

1 避難の指示権を有する者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを勧告し、又は立ち退きを指示する。

(1) 避難の指示

勧告者	時期	指示内容
市長 (災害対策基本法第60条)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	立退き及び立退き先の指示
水防管理者(市長) (水防法第22条)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
知事及びその命を受けた職員 (水防法第22条、地すべり等防止法第25条)	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
警察官 (警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条)	○重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 ○市長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	立退きの指示、警告、避難の指示
自衛官 (自衛隊法第94条)	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	避難について必要な措置
消防局長、消防署長消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2、28条)	火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき。	警戒区域からの退去の命令

◇災害対策基本法

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

2 避難指示等の基準と区分

市長は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

また、市は指定行政機関、指定地方行政機関及び県に、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができるものとし、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

市長は、避難指示、解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 高齢者等避難

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要

配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。

また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難指示

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。

〔避難指示等の基準〕

市長が発令する避難に関する情報については、おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報、鹿児島県土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険指標、各気象情報等を参考にし、また、巡視等の報告等を含めて、総合的に判断し発令する。

災害の 種類 避難区分	河川のはん濫	豪雨・土砂災害
高齢者等 避難 ●警戒レベル3	・前川、安楽川、菱田川等の水位がはん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）を超過し、水防警報が発せられ、さらに増水が予想されるとき ・河川の増水状況、降雨状況、降雨予測等により洪水の危険が高いとき	・相当な豪雨で、短時間に危険が予想される場合（例：連続雨量100ミリメートルを超えた場合又は時間雨量30ミリメートルを超えたときなど） ・相当な暴風で、短時間に危険が予想されるとき（例：風速20メートル程度でさらに強まっていくときなど） ・土砂災害危険箇所の巡視等により、前兆現象（湧水、小石が斜面からパラパラ落ち出す等）が発見されたとき
避難指示 ●警戒レベル4	・前川、安楽川、菱田川等の水位がはん濫危険水位（水防法第17条で規定される警戒水位）を超過し、さらに増水が予想され、洪水の危険が相当強まってきたとき。 ・決壊につながるような漏水の発見、または通報があったとき ・近隣で浸水が拡大しているとき	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき ・豪雨が続き、重大な災害が起こるおそれがあるとき（例：連続雨量150ミリメートルを超えた場合又は時間雨量50ミリメートルを超えたときなど） ・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（風速が20メートル以上で、更に強まっていくときなど） ・土砂災害危険箇所の巡視等により、前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき
緊急安全確保 ●警戒レベル5	・災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害の発生が切迫又は確実視されるとき ・越水や堤防破壊等の事象が実際に発生したとき	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認されたとき

表 河川のはん濫注意水位等

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位
前川	石踊橋	1.90m	2.80m	3.70m
安楽川	上門橋	2.80m	3.50m	4.60m
菱田川	田尾橋	4.90m	5.60m	7.10m

災害の種類 避難区分	高潮	暴風	その他の災害
高齢者等避難 ●警戒レベル3	・高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき ・台風情報や強風注意報、暴風警報等の情報をもとに、高潮災害発生危険性が高いと予想されるとき	・台風の上陸等により、暴風域に入ることが予想されるとき ・暴風の襲来により、災害の発生が予想されるとき	気象予測や災害の規模、範囲等から判断し、その都度避難の区分を決定する
避難指示 ●警戒レベル4	・高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表されたとき ・増水越波による道路冠水や床下浸水が発生したとき	・暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想されるとき ・引き続き風速が強まり、災害の発生による生命、身体への危険が切迫しているとき	
緊急安全確保 ●警戒レベル5	・災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害の発生が切迫又は確実視されるとき ・海岸堤防等の倒壊、水門等の損傷など、構造物被害が発見されたとき ・異常な越波・越流が発生したとき	・暴風特別警報が発表されたとき ・災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害発生が切迫または確実視されるとき	

◇水防法

（水防団及び消防機関の出動）

第 17 条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

表 発令時の状況及び住民に求める行動

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	●警戒レベル3 ●災害のおそれあり 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害	・避難に時間を要する要配慮者等とその支援者は危険な場所から立退き避難又は屋内安全確保する。 ・上記の者以外の人でも以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、家

	の発生する可能性が高まった状況	族との連絡、非常持出品の用意等、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	●警戒レベル4 ●災害のおそれ高い 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難所等への避難行動を直ちに開始 ・避難指示等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了。
緊急安全確保	●警戒レベル5 ●災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に取ることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

3 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を危機管理課（県本部設置時は県本部連絡班又は大隅支部（大隅地域振興局））に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 市は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。
 - (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - (イ) 避難措置を実施する責任者
 - (ウ) 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）
 - (エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法

(オ)その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市が避難のための立退きを指示することができないと認める
とき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を
通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて
危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置を
とることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が
現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うこと
ができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければな
らない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を
行う市の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制
限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通
知しなければならない。

◇災害対策基本法

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示す
ることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官
は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示すること
ができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、
その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

◇警察官職務執行法

（避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞の
ある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑
踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

◇災害対策基本法

（市町村長の警戒区域設定権等）

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

（1）避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

（2）緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報

が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

6 駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や出入者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

7 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会及び市は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の市立幼稚園・市立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア)教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

(イ)教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ウ)教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ)校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ)児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。

(カ)避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ)学校が市地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク)児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立・私立高等学校の生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア) 学校の所在地の市長等の指示による避難の指示等に従う。

(イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、生徒を安全な場所に避難させる。

(ウ) 生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。

(エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 学校が市地域防災計画等の定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、生徒をその保護者に引き渡す。

(カ) 生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

8 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難指示等の伝達

市長は、避難指示が円滑に行われるように、あらかじめ定められた方法により、避難所、避難経路及び伝達の事項等について、住民へ迅速かつ的確に伝達できるよう、周知・徹底を図る。

1 伝達事項

(1) 発令者

(2) 差し迫っている具体的な危険予想

(3) 避難対象地区名

(4) 避難日時、避難先及び避難経路

(5) 避難指示の理由

(6) 避難にあたっての注意事項

ア 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）

イ 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。

エ 避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

2 伝達の方法

避難指示等の住民への伝達は、総務対策部総務班が関係機関と連携し、次の方法、経路で

行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 行政告知端末放送
- (3) コミュニティFM
- (4) 緊急速報メール（エリアメール）
- (5) 安全安心メール
- (6) 広報車、サイレン等による伝達
- (7) 戸別巡回、伝達網による伝達
- (8) Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、鹿児島県防災Web）、有線放送、電話等による伝達

表 避難指示等の伝達手段

伝達者	伝達手段
総務対策部総務班	指揮車、広報車、防災行政無線、行政告知端末、戸別巡回、電話 等
自治会、自主防災組織	行政告知端末、戸別巡回 等
消防署	防災行政無線、広報車、指揮車、消防車、戸別巡回 等
消防団	消防車、携帯マイク、戸別巡回 等
警察署	パトカー、戸別巡回 等
報道機関	テレビ、ラジオ等のメディア 等

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導の実施

総務対策部総務班は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

(1) 避難誘導の実施

ア 避難誘導体制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所へ避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア)災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ)浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア)携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ)避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア)避難場所等の開設に当たって、市長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、地震活動の状況、津波等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ)避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ)避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従う。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) その他の避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたいがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校、教育施設等における避難誘導等

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長等は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特に、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 教師の誘導を必要とする場合は、自治会ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 自治会ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を保護者及び児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立・私立高等学校の生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特に、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 教師の誘導を必要とする場合は、自治会ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ)自治会ごとに生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を保護者及び生徒に周知徹底させる。

第5 広域避難

1 広域避難

市の対応については、次のとおりである。

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を進めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市長村に協議する。
- (2) 広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市が行い、避難者を受け入れた場合は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については、市地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

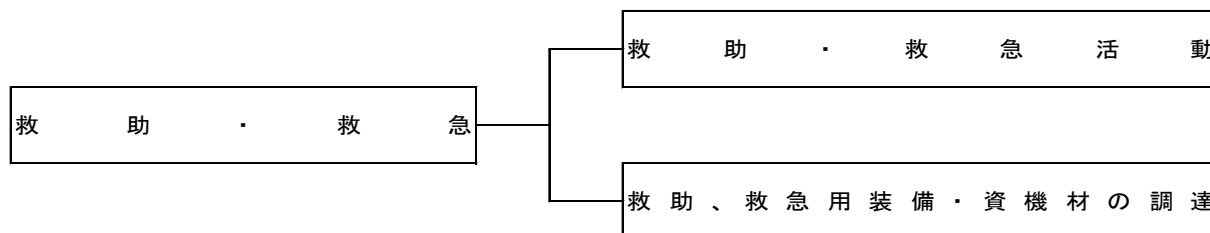
第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分するものとし、救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

なお、市及び県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助、救急活動

1 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

2 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (1) 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- (3) 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

3 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプター、県ドクターヘリや自衛隊のヘリコプターにより行う。
- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

※ドクターヘリ・・・医療機器や医薬品を搭載した救急医療専用のヘリコプターで、専門の医師と看護師が搭乗して救急現場などに急行し、現地で患者さんの治療を開始するとともに、い

ち早く医療機関へ搬送するもの。

4 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

5 その他関係機関との連携

(1) 警察機関

- ア 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。
- イ 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- ウ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。
- オ 救出活動は、市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(2) 海上保安部

- ア 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。
- イ 救出活動は、市を始め関係機関と連絡を密にして行う。

(3) 自衛隊

- ア 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。
- イ 救出活動は、市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

6 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織、事業所等の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

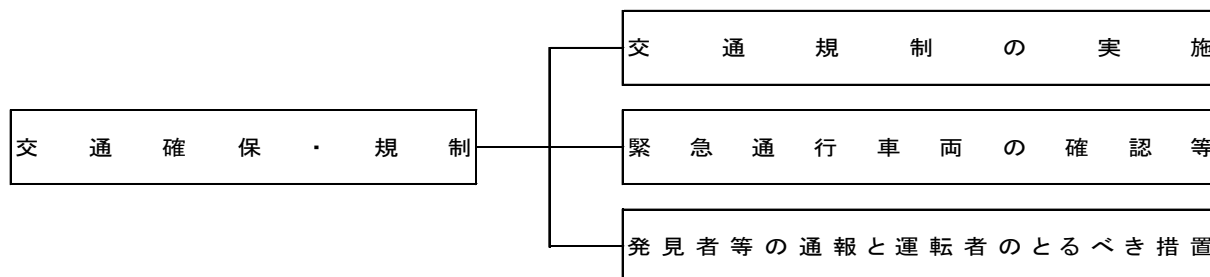
大隅曾於地区消防組合 救急車 7 台（うち志布志消防署 2 台）

救助工作車 2 台（うち志布志消防署 1 台）

第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

(1) 道路管理者

道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

(2) 警察機関

ア 交通情報の収集

警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。

また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通安全のための交通規制

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。

ウ 緊急通行車両の通行確保のための交通規制

県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

(ア) 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。

(イ) 上記(ア)の交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。

(ウ) 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

エ 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊

急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

(イ)(ア)の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(3) 自衛官又は消防職員

自衛官又は消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記エ、(ア)、(イ)の措置をとることができる。

(4) 港湾管理者及び海上保安官

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課及び日本道路交通情報センターに連絡する。

第2 緊急通行車両であることの確認等

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両であることの確認の申出

市及び関係機関の車両を使用しようとする者は、次の区分により県（危機管理防災課）、又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をする。

確 認 者	確 認 車 両	申 出 先
県 知 事	・ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ・ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ・ 県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両	県危機管理防災課
県公安委員会	・ 上記以外の車両	各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

◇災害対策基本法

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付、提示

市長は、標章及び証明書の交付を受け、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を推進することで、災害発生における確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

対象とする車両は、災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

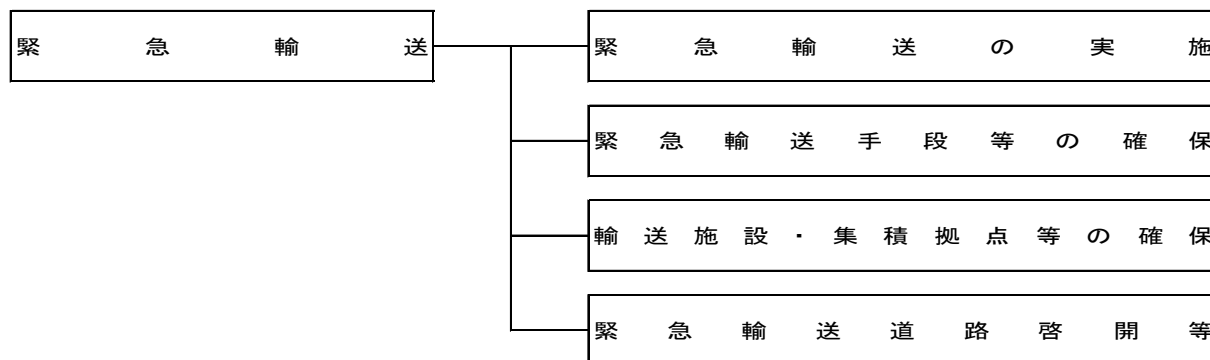
(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

- イ 避難のために、原則、車両を使用しないこと。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
 - イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

1 基本方針

市長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、市有の輸送力をもって輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支局その他関係機関の応援を求める。

主として救助物資、応急対策用器材等、救出された被災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階（警戒避難期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（事態安定期）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（復旧期）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 基本方針

(1) 輸送種別

輸送は次の種別のうち、もっとも適切な方法により行う。

- ア 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 人夫等による輸送

(2) 人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先する。具体的には、おおむね次のとおりである。

ア 人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

イ 物資、資器材等

食料、飲料水、医薬品、衛生材料等

(3) 輸送力確保の順位

- ア 市有車両等の市有輸送力
- イ 市以外の公共機関の輸送力
- ウ 公共的機関の輸送力
- エ 民間輸送力

2 市有輸送力による輸送

(1) 主管

物資人員輸送に供しうる市有車両については、財政班長の所管とする。

(2) 輸送要員

ア 管理要員

配車等輸送に伴う事務を行うもので、財政班とする。

イ 運転要員

各自が平常勤務する車両の所属するところにより、財政班長に所属する。

ウ 作業要員

物資の積み降ろし、避難者輸送における補助業務等を行うもので、輸送対策班及び避難所担当員が行う。

(3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策班が財政班長に対し、次の事項を明示して、できるだけ速やかに

行う。

ア 輸送日時

イ 輸送区間

ウ 輸送の目的

エ 輸送対象の人員、品名、数量（重量を含む）

オ その他必要な事項

(4) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた財政班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、使用車両及び輸送要員を決定・派遣する。

なお、派遣に際し、財政班長は、要請者にその旨を通知する。

3 市有以外の輸送力の確保

(1) 輸送力確保要請先

ア 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合、本部長は、運輸関連機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

イ 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、災害対策本部に属する。

(2) 配車等

車両の配車、その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて財政班長が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借り上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金又は、市単価契約表の料金による。なお、自家用車の借り上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

4 緊急輸送に伴う表示

財政班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されていたときは、公安委員会に申請して緊急通行車両証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

第3 緊急施設・集積拠点等の確保

1 緊急輸送道路及び避難道路

大規模災害時に通行制限される緊急輸送道路及び避難道路は以下の指定路線である。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	第一次 緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路。 ○県道65号南之郷志布志線19.8キロメートル (代替路線：(主要地方道) 志布志福山線)
	第二次 緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）。 ○県道63号志布志福山線37.6キロメートル (代替路線：(市道) 縄瀬停車場線) ○県道523号志布志有明線12.8キロメートル (代替路線：(主要地方道) 志布志福山線)
	第三次（その他）緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。
避難道路	避難道路 緊急輸送道路以外で、災害時に指定避難場所へ安全に避難するため予め指定した道路。
港湾・漁港	志布志港 貨物船65,000DWT

※裁貨重量トン数（DWT）・・・積載し得る貨物の最大重量をトン単位で表した数

2 集積拠点施設

大規模災害時集積拠点は以下の施設である。

輸送施設	輸送施設の内容
卸売市場等	曾於地域公設地方卸売市場

(1) 臨海部の防災拠点

緊急物資等の受入れ、仕分け、二次輸送、救援、復旧基地機能、避難地として志布志港若浜地区旅客船埠頭を防災拠点とする。

ア 緊急物資用耐震強化岸壁

施設名	水深	延長	荷捌面積
旅客船埠頭	－7.5メートル	220メートル	0.44ヘクタール

イ 広場及び多目的に利用可能なオープンスペース

名 称	全体面積
緑 地	1.41ヘクタール
旅客船待合広場	0.22ヘクタール
旅客船埠頭駐車場	0.41ヘクタール

計	2.04 ヘクタール
---	------------

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第4 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 各関係機関別による道路啓開作業

道路啓開作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

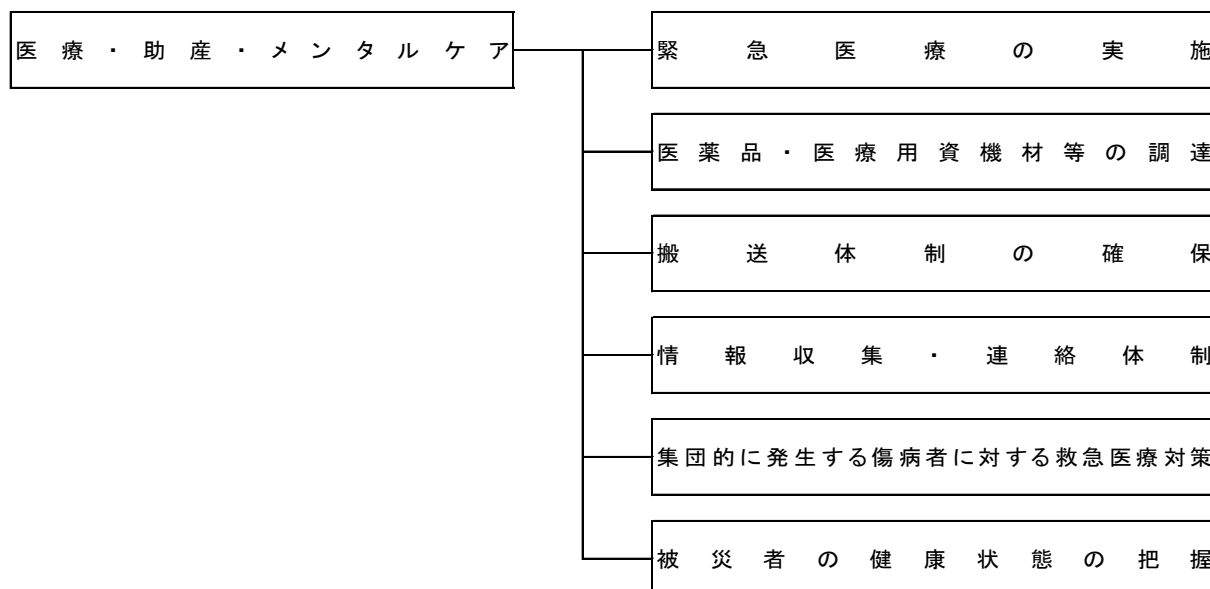
機関名	啓開作業の実施内容
土木部道路維持課	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。
土木部港湾空港課 ・商工労働水産部 漁港漁場課	臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

警察本部	状況に応じて協力して必要な措置をとる。
九州地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、迅速な救命救急活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその大体・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第10節 医療・助産・メンタルケア

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の応急の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

1 保健医療福祉活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は、救護班、DMAT、DPAT及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2 災害医療コーディネーター

(1) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(2) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

3 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、①の規定にかかわらず次のア、イに掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

(ア) 消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMATのみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（DMAT事務局含む）又は他都道府県の知事にDMATの派遣調整を要請する。

(3) DMATの編成と所在地

ア DMATの編成

DMATは、医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099 - 230 - 7000	3
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2545	099 - 261 - 2111	2
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7-1	099 - 254 - 1125	2
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099 - 275 - 5111	3
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市南栄 5-10-51	099 - 268 - 1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994 - 42 - 5101	2
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099 - 482 - 4888	1
県立大島病院	名瀬市名瀬真名津町 18-1	0997 - 52 - 3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996 - 67 - 1611	1
県立薩南病院	南さつま市加世田村原4丁目11番	0993 - 53 - 5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995 - 22 - 8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996 - 23 - 5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997 - 22 - 0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995 - 42 - 1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099 - 230 - 0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8 番 1 号	099 - 223 - 1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993 - 22 - 2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099 - 252 - 1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995 - 47 - 3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994 - 43 - 3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6-7	099 - 226 - 8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994 - 40 - 1111	1
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町 1364-1	0986 - 36 - 8300	3

◇DMAT派遣要請基準（日本DMAT活動要領より）

①震度6弱の地震又は死者数が2人以上 50 人未満若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関に対してDMATの派遣を要請

②震度6強の地震又は死者数が50人以上 100 人未満見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請

③震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請

4 救護班の出動要請

市長は、必要に応じて国公立・公的医療機関、医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

5 救護の編成と所在地

(1) 救護班の編成

関係機関は、救護班を次のとおり編成する。

- ア 国立病院機構の職員による救護班
- イ 公立・公的医療機関の職員による救護班
- ウ 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
- エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

(2) 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救護班名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院：4、済生会鹿児島病院：1、出水総合医療センター：1 枕崎市立病院：1、鹿児島市立病院：2、済生会川内病院：1						
日赤救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	55班

(3) 救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
志布志保健所管内	曾於医師会	曾於市大隅月野 894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
	曾於郡歯科医師会 (事務局)	志布志市有明町野井倉 7724 (医療法人飯山歯科医院内)	099-487-0809	2
鹿屋保健所管内	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
	鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7-39	0994-43-4757	2
	肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 (肝属郡医師会立病院内)	09942-2-3111	1
	肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
	鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2 (鹿屋市歯科医師会館内)	0994-41-5607	3
	肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富	0994-65-4444	3

		107-4 (あげの歯科医院内)		
--	--	------------------	--	--

6 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

7 DPAT

(1) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(2) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と判断するときは、DPAT登録病院にDPATの派遣を要請する。

(3) DPATの構成と所在地

ア DPATの構成

DPATは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

イ DPATの所在地

先遣隊の登録をしているDPATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松 6067	0995-65-3138	5
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

8 DHEAT

(1) DHEATの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(2) DHEATの活動

ア 他県への出動

県は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてDHEATの派遣を行う。

イ 他県等への要請

県は、県内の保健所の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることから

予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

9 災害支援ナース

(1) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び鹿児島県看護協会が養成しており、被災した医療機関における看護業務、避難所の環境整備や感染症対策、避難所等における心身の体調不良者に対する受信支援医療チームへの橋渡し、救急搬送等を行う。

(2) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、県看護協会との協定に基づき、救護所等への災害支援ナースの派遣を要請する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請が会った場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は、市から医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書等に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

3 緊急医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージタッグ）

救護班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析患者の対応

（社）全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

イ 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、医療機関及び近江市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

ウ 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(3) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ 歯科衛生士による巡回健康相談や口腔衛生指導等の実施

エ こころのケアに対する相談・普及啓発

4 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前、又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(2) 範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前、分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産は、救護班が行うものとするが、やむを得ない場合は、最寄りの病院、その他の助産所、助産師によって行うことも差し支えない。

5 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

救護班又は市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、総務対策部総務班を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県又は近隣市町に協力を求め調達する。

表 市内医療機関

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号	病床数
病院芳春苑	志布志町安楽3008番地5	472-0030	124
大山病院	志布志町夏井1212番地1	472-1400	100
山下クリニック	松山町泰野552番地	487-9001	0
藤後クリニック	志布志町志布志一丁目11番12号	472-1237	19
平川やの胃腸内科	志布志町志布志二丁目9番7号	472-0145	0

陽春堂内科診療所	志布志町志布志286番地 4	472-5511	0
手塚クリニック	志布志町志布志570番地 2	472-5565	0
志布志中央クリニック	志布志町志布志1290番地 1	472-3100	19
山口内科	志布志町志布志3224番地 9	473-1188	14
松下医院	志布志町安楽52番地 3	472-1124	0
しぶし眼科	志布志町安楽468番地	473-1100	0
はまさき耳鼻咽喉科	志布志町安楽2071番地1	473-3387	0
えびはら皮ふ科	志布志町安楽2192番地 2	478-0370	0
さくらやまクリニック	志布志町安楽6179番地 1	472-1100	0
石神診療所	有明町伊崎田9102番地	474-0107	0
びろうの樹整形外科	有明町野井倉8028番地 5	471-6611	19
びろうの樹脳神経外科	有明町野井倉8041番地 1	477-1212	19
みやじクリニック	有明町野神3603番地 1	471-5000	0

6 費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の適用がない場合、原則、市が負担する。

7 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

8 医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等は、病医院及び助産院に必要最小限備蓄し、不足する場合は薬品店から緊急調達する。

第3 搬送体制の確保

1 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防本部の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

管轄保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
-------	-----	-----	------	------

志布志	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	内・外・小・脳・ 外・整・婦・泌・ 皮・眼・放	099-482-4888
-----	----------	--------------	-------------------------------	--------------

2 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、消防本部が行う。

3 広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、市及び県が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。(第3部第1章第5部自衛隊の災害派遣 参照)

第4 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- 1 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- 2 拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- 3 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- 4 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

(1) 救急医療の対象

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象、又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故等、災害対策基

本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害又は事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実状により、引き下げ、若しくは引き上げる。

(2) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場での行方不明者の搜索等の措置を含む。

2 救急医療体制の確立

災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

1 被災者の健康状態の把握

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A Tをはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。また、必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T派遣等により心のケアを含めた対策を行う。また、要配慮者の福祉避難所や福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配を実施する。

(1) メンタルヘルスケア

ア 保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、心のケアチームを編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 県精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

ウ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者等については、被災地域以外の精神科病院に転院させるなどの措置をとる。

イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を拘える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

オ 精神保健ボランティアの受入れと活用を図る。

(3) D P A T派遣要請及び受入調整

必要に応じ、国に対して他都道府県DPA Tの派遣を要請するとともに、DPA Tの受入に係る調整、活動場所の確保等を行う。

2 PTSD（心的外傷後ストレス障害）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね1か月ないし半年を経過した頃からPTSD症状の被災者が現れる。PTSDは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

(1) 被災者に対する配慮

ア 相手の感情を受け止め、過度の励ましを控える。

イ 災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ウ 精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立するとともに、情報提供を行う。

(ア)行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

(イ)学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

(ウ)防災訓練そのものがフラッシュバックを起こす恐れもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

(2) 救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてPTSD（CIS〜クリティカル・インシデント・ストレス）にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア 災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

イ リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポートとして活用する。

ウ メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

※CIS・・・災害や事故・事件に遭遇し、その惨状を目の当たりにすることで、精神的に過度のストレスを受けること。自衛官や警察・消防の救助隊など、災害の現場で活動する作業員に多く見られるストレスとされる。

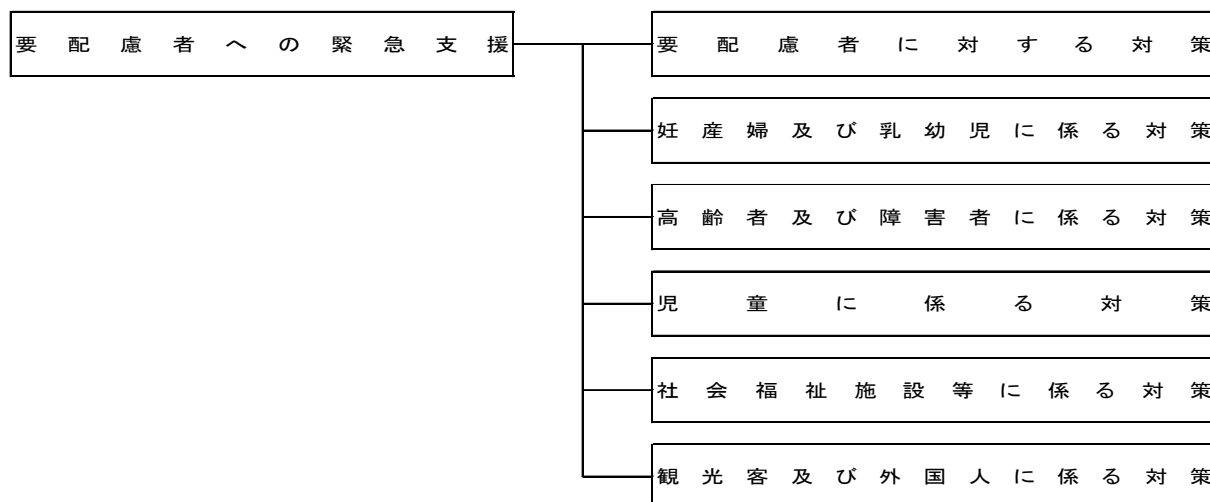
(3) 支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- 1 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - (1) 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- 2 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- 4 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- 5 高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

- (2) 市、県（保健福祉部）は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、市、県（保健福祉部）に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保すること。

第6 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市、県及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

市及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や震災に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否確認調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携して対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

1 一時滞在施設等の確保等

市は、県と協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

(1) 一時滞在施設

ア 施設の確保

(ア) 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

(イ) 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

(ア) 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ、一時滞在施設の開設を要請する。

(イ) 県及び市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

(ア) 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

(イ) 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

(ウ) 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに、自主的に解説している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

(2) 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

(ア) 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

(ア) 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は県への設置要請を依頼する。

(イ) 県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ 情報提供

(ア) 県及び市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

3 公共交通機関に関する情報提供

(1) 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市へ伝達する。

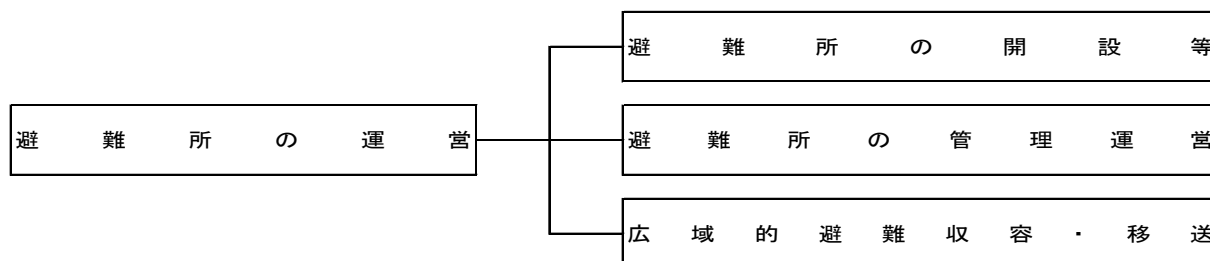
(2) 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

4 避難所の案内

県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要があることから、このような事態安定期の応急対策について定める。



第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により、多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 避難所の開設及び運営は、当該地区消防分団員、避難所担当員及び災害対策要員の中から災害対策本部長が指名した者が行う。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県危機管理防災局に調達を依頼する。

(8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 県等への連絡

市長は、避難所を開設したときは、次の事項を速やかに県、志布志警察署、消防本部等関係機関に連絡する。

- (1) 避難発令の理由
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (4) 収容状況及び収容人員
- (5) 開設予定期間（救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

3 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等（災害時要配慮者）に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県、志布志警察署、消防本部等関係機関に連絡する。

第2 避難所の管理運営

1 避難所の開設及び管理

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 避難所の開設及び管理は、本部長の命により救助班長及び民生班長の指示に基づき行う。この場合、救助班長及び民生班長は、救助業務の具合的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導する。
- (2) 市の避難所の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状

況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。
- (9) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立し、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (10) 福祉避難所は、指定避難所へ避難した要配慮者を対象とし、必要と認められる場合に開設し、要配慮者の家族についても、避難状況等を勘案のうえ、必要に応じて福祉避難所に収容する。
- (11) 市は、緊急指定避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

2 避難所要員の業務

- (1) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
 - ア 本部長の命による避難所の開設及び閉鎖
 - イ 避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知
- (2) 避難所の管理に関すること
 - ア 避難状況の調査及び救助班長への報告
 - イ 避難所避難者台帳の作成
 - ウ 避難所業務日誌の記録
 - エ 避難諸施設の保全管理
 - オ 避難所施設管理者との連絡調整
- (3) 避難所における救助活動に関すること
 - ア 避難者に対する災害情報等の広報伝達
 - イ 被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知
 - ウ 義援金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の救助班長への通知
 - エ その他必要な救助活動
- (4) 避難所業務の引継ぎに関すること

- ア 重要引継事項の文書による引継ぎ
 - イ 避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ
- (5) 関係帳簿等の整備に関すること
- ア 避難所避難台帳
 - イ 炊きだし受給者名簿
 - ウ 物資給与及び受領簿
 - エ その他必要な書類

第3 広域的避難収容・移送

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

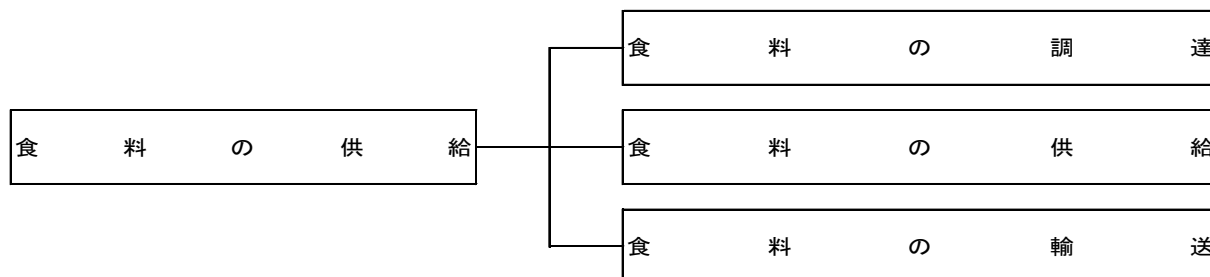
- 1 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 広域一時滞在を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送先の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- 4 その他、必要事項については、市地域防災計画に定めておくとともに、避難者を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食糧の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

1 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で、米穀を買い取り調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量（令和2年9月現在）

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	64.9 精米トン

注）数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値（供給可能量/1日、供給日数及び時点で変動）

イ 内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により前記①のほか、米穀集荷団体等との連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記（1）の方法で調達不可能の場合は、知事に報告し、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請を通じて受託事業者より現品の交付を受ける。

ア 通常の調達の場合

（ア）市長は、災害時における米穀の給食を実施しようとするときは、知事（県農産課）に対し、米穀の所有数量を報告し、調達する。

（イ）知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

イ 緊急の調達の場合

市長は、通信、交通等の途絶により知事に連絡できない場合は、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府保有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファクシミリ又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

ウ 取扱方法

市長は、災害時に必要とする食料等の確保を図るため、緊急時における食料供給に対する関係業界との協力体制の確立に努める。

なお、市長が政府所有米穀の引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急救急の限度数量の範囲内でかつ救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

2 その他の食品の調達

- (1) 災害時の食料調達については、国・県の備蓄食料を活用するとともに、「災害時における食料等物資の供給協力協定」を締結し、市内外の業者等から必要品を調達する。
- (2) 流通状況に応じて、その他の業者からも必要品を調達する。
- (3) 市及び県は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、次のものを供給する品目及び数量を決定して調達を行う。

ア 粉ミルク

イ 即席めん

ウ 飲料水

エ パン

オ 弁当

カ おにぎり

キ 缶詰

ク レトルト食品

※ その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。

※ 高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

※ 県及び市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第2 食料の供給

1 食料供給の手段・方法

(1) 炊出し、給与対象者

- ア 避難所に収容された者であること
- イ 住家全半壊（焼）、流出等により、炊事のできない者
- ウ 在宅避難者
- エ 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者
- オ 所在が把握できる広域避難者
- カ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、公共交通の旅客等でその必要がある者
- キ 災害救助従事者

(2) 炊出し、食料給与品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(3) 炊出しの方法

- ア 炊出しは、原則として救助班長等が行い、災害の規模が大きく従業者が不足する場合は、必要に応じ女性団体、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。
- イ 炊出し材料（米、副食等）の確保は、救助班の要請により、財政班が行う。
- ウ 炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校・保育所等の給食施設等を利用することとし、不足等により必要な場合は、速やかに仮設施設等を設置する。

(4) 炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮して、その都度定める。

(5) 関係帳簿等の整備

救助班長等は、避難所において炊出し又は食料品を給与したときは、次の関係帳簿を整備する。

- ア 炊出し受給者名簿
- イ 食料品現品給与簿
- ウ 炊出しその他による食品給与用物品受払簿
- エ 炊出し用品借用簿

(6) 県への報告

炊出し、食料の配分及びその他食料の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県社会福祉課に報告する。

2 給食基準

給食1人あたりの配給量については、おおむね次の基準のとおりとする。

(1) 米穀

- ア 被災者 1食当たり精米 200グラム以内
- イ 応急供給受給者 1人1日当たり精米 400グラム以内

- ウ 災害救助従事者 1食当たり精米 300 グラム以内
- (2) 乾パン
- 1食当たり 1包 (100 グラム入り)
- (3) 食パン
- 1食当たり 185 グラム以内
- (4) 調製粉乳
- 乳児 1日当たり 200 グラム以内

第3 食料の輸送

1 市による輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

また、県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

◇自衛隊法

(災害派遣)

第 83 条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第1項の要請の手続は、政令で定める。

5 第1項から第3項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条において準用する同法第 14 条第1項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター及び航空機等を利用する。

4 食料等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

市は、調達した食料の市集積地及び市の指定する場所への輸送について、食料等物資の供給協力協定を締結し、その業者へ協力を求めることができる。

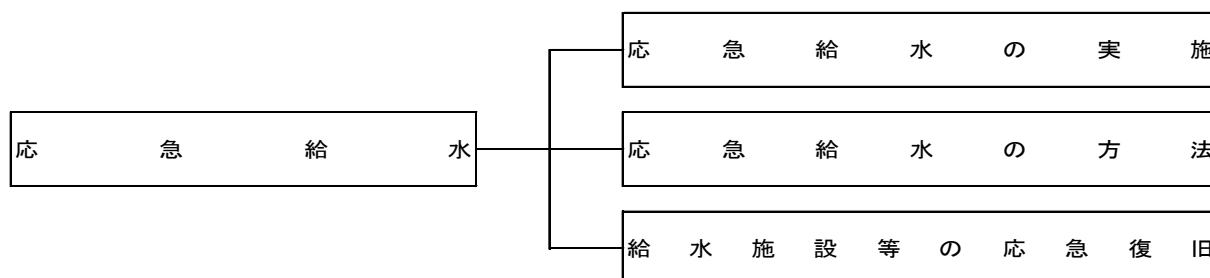
5 食料集積地の指定及び管理

- (1) 市は、状況に応じ食料集積地を適宜定め、調達した食料の集配拠点とする。
- (2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。
- (3) 県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

1 給水の必要量の把握

市は、以下の被災者の情報を収集し、給水の必要量を把握する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質の状況

2 給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に対し応援を要請する。
- (4) 医療機関、福祉施設等については、迅速・的確な対応を図る。

3 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

4 給水方法

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行う。

- (1) 搬送用容器によるもの
「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。
- (2) 給水車両等によるもの
給水車等により搬送給水する。

(3) 応急仮設貯水槽の設置によるもの

大災害又は緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

(4) 応援要請

激甚災害等のため、市だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町や県及び関係機関へ応援を要請する。

5 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

6 給水の実施

(1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。

(2) その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

(3) 取水

給水のための取水は、消火栓から行い、これが不能の場合は、用水の補給水源から補給水利を確保する。

表 給水の実施基準

給 水 の 条 件	給水量の基準
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル
イ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14リットル
ウ 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル
エ ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル

7 広報

給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

8 応急給水機械の準備

応急給水を迅速、明確に行うため、応急給水用機械を準備しておく。

なお、被災地に水を搬送する場合は、市の輸送車によるほか、必要なときは、船舶及び陸上輸送機関等の協力を求める。

また、NPO法人やボランティア等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。

9 応急給水用資機材の確保

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- (2) 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町及び県に及び関係機関に応援を要請する。

10 給水の費用及び時間等

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定める。

第2 応急給水の方法

1 応急給水の方法

給水方法	内容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、ミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第3 給水施設等の応急復旧

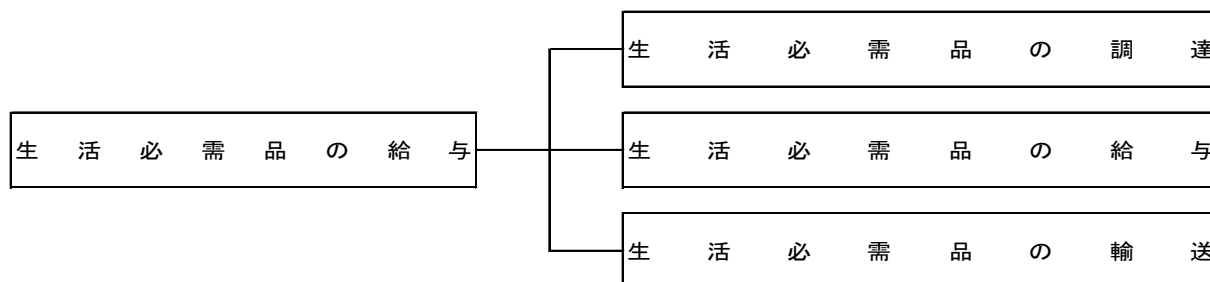
水道班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最少限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の供与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他必需品の調達は、市長が行う。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

物資の調達は、財務班が担当する。

2 備蓄物資の状況

(1) 県の備蓄状況

（令和5年10月2日現在）

品名	保存食	保存水 (500ml)	毛布	タオル	大人用 オムツ	ブルー シート
数量	21,341 食	18,751 本	1,539 枚	13,649 枚	1,490 枚	97 枚

(2) 市の備蓄状況（主なもの）

（令和6年3月31日現在）

品名	主食類 (米・パン等)	保存水	毛布	オムツ (大人用)	オムツ (子ども用)	ブルー シート
数量	6,422 食	14,160 本	1,106 枚	3,975 枚	13,000 枚	38 枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

（令和5年3月31日現在）

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677 枚	542 個	2,236 枚	2,171 枚
常備地区	1,884 枚	900 個	1,185 枚	1,077 枚
計	3,561 枚	1,442 個	3,421 枚	3,248 枚

3 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」を締結し、関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

(1) 主な調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与及び貸与は、市長が行う。(災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。)

物資の給与及び貸与は、救助班が担当する。

2 給与又は貸与の対象者

- ア 避難所に収容された者であること
- イ 住家全半壊(焼)、流出等により、炊事のできない者
- ウ 在宅避難者
- エ 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者
- オ 所在が把握できる広域避難者
- カ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、公共交通の旅客等でその必要がある者
- キ 災害救助従事者

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、各避難所の避難所担当員に通知する。

(2) 物資の集積場所

調達した物資又は救助物資等の集積場所は、救助班長がその都度定める。

(3) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあつては避難所担当員が、その他にあつては救助班が、配分計画により災害対策要員及び地域の自治会長等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。

また、NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。

(4) 応援要請等

激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

ア 県くらし保健福祉部・県危機管理防災局

市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要給水量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとる。

イ 日本赤十字社鹿児島県支部

市、県と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。

災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。

ウ 陸上自衛隊

知事の要請に基づきその保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）

エ その他防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

4 法外援護

市から県への要請による法外援護は、以下のとおりである。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800 円	19,100 円	28,100 円	33,600 円	42,600 円	6,300 円
半焼・半壊 床上浸水	4,800 円	6,500 円	9,800 円	11,900 円	15,000 円	2,100 円

※法外援護・・・災害が発生し、その被害の程度が災害救助法を適用するに至らない小災害による被災者に対し、法外援護として、被服、寝具、その他生活必需品等を支給する。

第3 生活必需品の輸送**1 市及び県による輸送**

- (1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。
- (2) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター及び航空機等を利用する。

4 生活必需品等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

市は、調達した食料の市集積地及び市の指定する場所への輸送について、生活必需品等物資の供給協力協定を締結し、その業者へ協力を求めることができる。

5 集積地の指定及び管理

- (1) 市は、状況に応じ生活必需品集積地を適宜定め、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、生活必需品管理の万全を期する。
- (3) 県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。

第5節 感染症予防対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

感 染 症 予 防	感 染 症 予 防 対 策
-----------	---------------

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施者

救護班は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の市、県の組織体制

市は、感染症予防作業のために救護班及び防疫班を編成する。

救護班及び防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

表 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内容
(1) 疫学調査	①感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。 ②疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。 ③滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。 ④市、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。
(2) 健康診断	疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をする。）
(3) 臨時予防接種	知事は、感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市長に行うよう指示するものとする。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（健康診断）

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感

感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっていると疑うかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

3 市における感染症予防業務

(1) 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

(3) 患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。

(4) 生活水の供給

知事の指示に基づき、生活水の使用停止期間中継続して生活水の供給を行う。

生活水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期する。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 消毒の実施

ウ 集団給食の衛生管理

エ 飲料水の管理

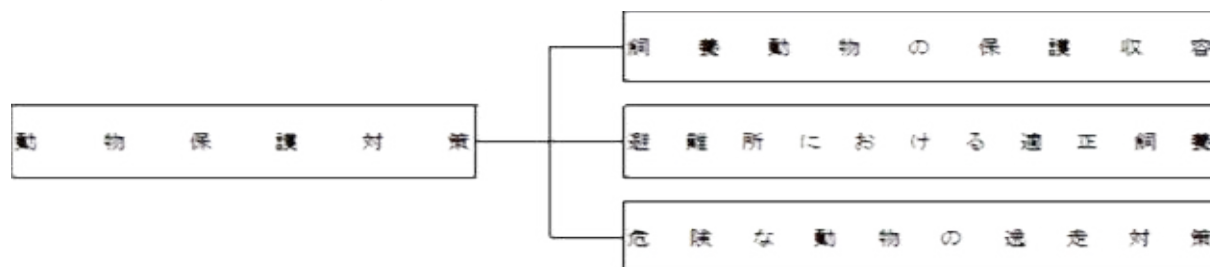
オ その他施設の衛生管理

(6) 予防教育及び広報活動

大隅地域振興局（保健福祉環境部）の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第6節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

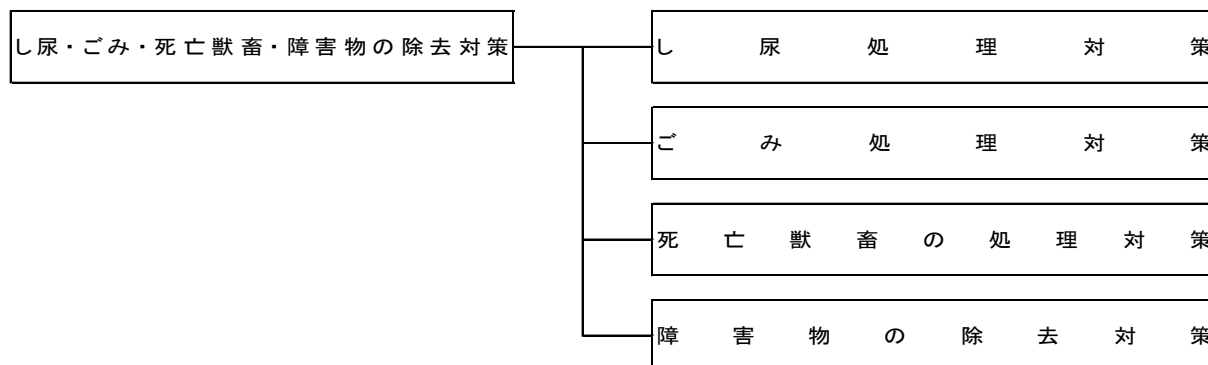
第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、農業集落排水機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、集落排水機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び農業集落排水施設の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には学校のプール、河川等の確保した水を利用し、農業集落排水機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して農業集落排水機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

防疫班は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

市は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 基本方針

ア 市長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

イ ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンブやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、市で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

ウ 市長は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

(2) 対象とする廃棄物

対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要と思われる次の廃棄物とする。

- ア がれき・・・・・・建築物の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
- イ 粗大ごみ・・・・・・災害により多量に発生した廃置・家具類
- ウ 生活ごみ・・・・・・災害及び避難所から発生した生活ごみ等
- エ 適正処理困難物・・平常時に市で収集しないもの、廃家電等

(3) 搬出場所の確保

市長は、あらかじめ、仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設利用について協議しておく。

ア 廃棄物の量が多い災害の場合

風水害や崖崩れ等により発生した災害ごみは、地域ごとに排出場所に集積保管する。

イ 廃棄物の量が少ない災害の場合

処分先へ直接搬入する。直接搬入ができない場合は、公民館や集会場の広場、または公園等とする。

ウ 海岸漂着ごみ

最寄りの海岸広場等

(4) 分別の方法

可能な限り、次により分別する。

- ア 可燃物
- イ 不燃物
- ウ 粗大家具類
- エ 電器製品類
- オ 木材類

(5) 収集運搬の方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により業者に委託する。

- ア 第1段階・・・・市の一般ごみ収集委託業者に委託
- イ 第2段階・・・・一般廃棄物収集運搬業者に委託
- ウ 第3段階・・・・産業廃棄物収集運搬業者及び建設土木業者に委託
- エ 第4段階・・・・被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て収集・運搬

(6) 処分方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により適正に処理する。

- ア 分別を確実に行之い、最終処分場で処理・処分する。
 - (ア)焼却
 - (イ)埋め立て
 - (ウ)資源化

イ 最終処分場での処理・処分ができない場合及び処理・処分が困難なものは、処分業者に委託する。

ウ やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、隣接の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

(7) 協力体制

ア 県及び周辺市町への協力要請

イ 民間関係団体への要請

ウ ボランティアへの協力要請

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、市のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

イ 県が実施する対策

市からの広域的な支援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県産業資源循環協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

3 ごみ処理の施設等の設置状況

表 し尿処理施設

設置主体	規模 (kℓ/日)	処理 方式	所在地及び電話番号	高度処理
曾於南部厚生 事務組合	80	標脱	大崎町菱田 1220 番地 1 475-2328	脱窒・加圧浮上・オゾン脱色・ろ過

表 埋立処分地施設

設置主体	埋立 内容物	全体容 量 (m³)	所在地及び電話番号	高度処理	
				能力 (m³/日)	方式
曾於南部厚生	可燃物	772, 000	志布志市有明町野神 2274-3	250	オキシデーションデイッチ

事務組合	不燃物 その他		477-0575		凝沈・砂ろ過・ 活性炭吸着
------	------------	--	----------	--	------------------

第3 死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、保健所長の許可を受けて処理する。

- 1 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- 2 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- 3 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- 4 埋却現場には、その旨を標示すること。
- 5 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は市長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行う。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類、数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

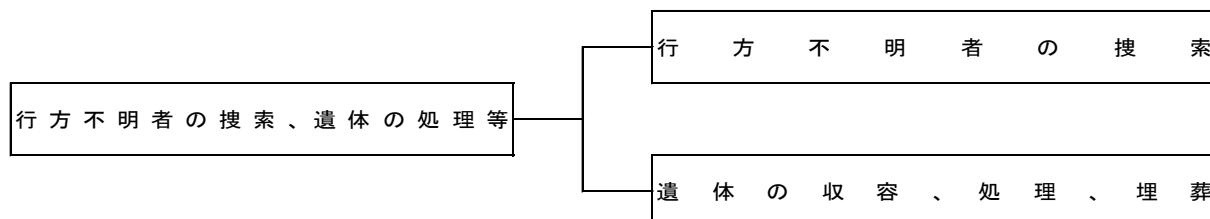
3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索隊の編成

市においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、市搜索隊を編成する。市搜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。

災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合には、第十管区海上保安本部（海上保安部、志布志海上保安署を含む。）の巡視船艇等により搜索を行う。

- (1) 第1種搜索隊 - 各消防分団及び各自治会協力者により編成
- (2) 第2種搜索隊 - 隣接の消防分団及び隣接自治会協力者により編成
- (3) 第3種搜索隊 - 市消防団全員及び市全協力者により編成

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	①搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 ②捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ③各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜査範囲が比較的狭い場合	①災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 ②災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ③り災時刻などから捜査対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
捜査場所が河川、湖沼の場合	①平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 ②災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ③合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

搜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

(1) 海上保安部署長

ア 負傷者等は、市長に引き渡す。

イ 遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市長に引渡す。

(2) 県警察

ア 負傷者等は、医療機関に収容する。

イ 遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市長に引渡す。

(3) 市長

ア 負傷者等は、医療機関に収容する。

イ 遺体は、警察署長又は海上保安部所長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯

牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

ウ 市捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。

エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医学会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

ア 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

(ア) 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

(イ) 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。

(ウ) 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。

(エ) 遺体の数に相応する施設である。

(オ) 駐車場があり、長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

表 遺体の収容予定場所

予定場所	所在地		電話番号	備考
公民館・公共施設 等				
松光寺	新橋	松山町新橋 1566	487-2992	
心光寺	泰野	松山町泰野 513	487-8350	
金剛寺	仲町	志布志町志布志一丁目 8-14	472-0125	
大慈寺	昭和	志布志町志布志二丁目 1 番 19	472-1179	
浄国寺	中大黒	志布志町志布志 2464	472-0117	
円光寺	六月坂	志布志町安楽 60	472-1144	
専念寺	森山	志布志町内之倉 1657	479-1342	
伊勢堀院	昭和台	志布志町志布志 216- 1	472-3884	
西光寺	宇都鼻	有明町蓬原 1884	475-1174	
光照寺	宇都鼻	有明町野神 3397	475-0322	

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第3部第2章第10節「医療・助産・メンタルケア」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、医師会と連携し、一般開業医により行う。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一時保存する。

オ 市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して市が埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

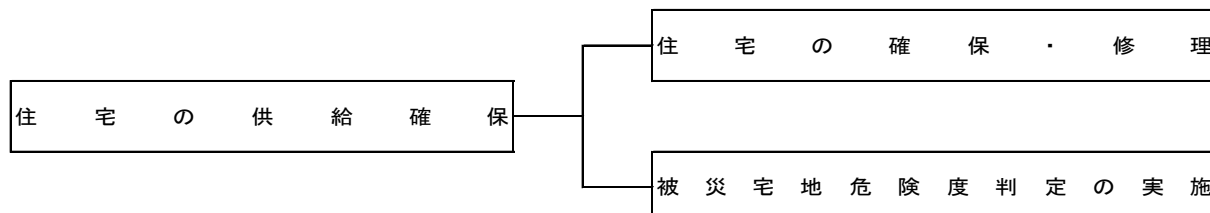
イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

第9節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市では処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し、設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア)組立式住宅

各請負建設業者に一括請負させる。ただし、災害救助法が適用されたときは、組立式仮設住宅の提供、建設に関する（一社）プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保を県に要請する。

(イ)木造応急仮設住宅

① 各請負建設業者に一括請負又は大隅森林管理署から資材の売渡しを受ける。ただし、災害救助法が適用されたときは、災害救助用資機材譲渡申請書を、県を通じて九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

② 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地（原則公有地）を把握しておくものとし、それが困難な場合は県等と協議し、適当な空地に建設する。

(3) 民間賃貸住宅の供給

（公社）鹿児島宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 対象者

次の各号の全てに該当する者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら住家を確保できない者

(5) 入居者の選定

入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

市は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市では処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 資材の調達等

（ア）九州森林管理局長又は大隅森林管理署長等は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等についての要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団

体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力する。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

(1) 公共住宅の確保

市は、発災時において、市営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

(2) 入居資格

入居資格については、公営住宅法の災害時の資格に基づき市長が定める。

(3) 入居者の選定

市は、確保した空き家の募集計画を策定し、市の定める選定基準を基に、その他の様々な生活条件等を十分調査し、必要に応じて民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第2 被災宅地危険度判定の実施

市は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、地震活動等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、速やかに鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施し、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、国（国土交通省等）及び県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

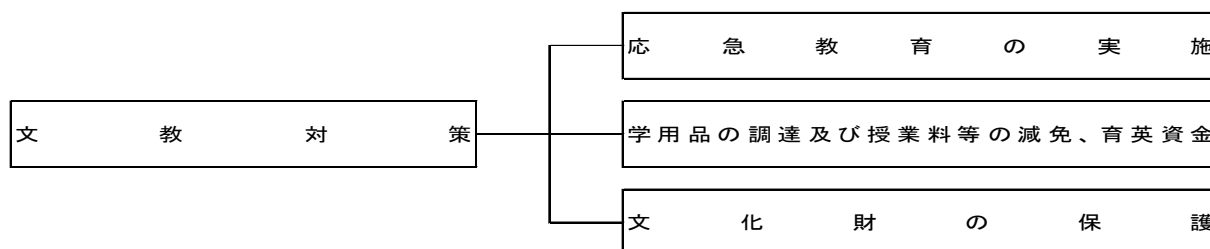
なお、被災状況に応じ、国、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第10節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市立の幼稚園、市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校	学校法人等の長

2 児童、生徒の安全確保

(1) 休校措置

ア 大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒及び保護者に周知する。

ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

(2) 登下校の安全確保

異常気象時の児童生徒の登下校について、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒及び家庭への周知徹底を図る。

3 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

- (4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

4 教職員の確保

教育総務班は、教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合には、次によりその確保を図る。

- (1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

- (2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

- (3) 市の地域外操作

市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

5 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば2部授業、分散授業の方法によるなど。

- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

6 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、教育総務班が学校長との緊密な連携のもとに、必要な対策を講ずる。

- (1) 施設の復旧

給食施設が被災し給食を実施できないときは、必要な応急処理を行う。応急処理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

- (2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあっせんを要請する。

- (3) 給食器具等の確保

器具等は教育総務班が確保し、早急に確保できないものについては、必要に応じて代替設備などの応急措置を行う。

(4) 給食の一時中止

学校給食センター所長は、次の場合には給食を一時停止する。

- ア 伝染病の発生その他食品衛生上の危険が予想される時
- イ 給食物資の確保が困難なとき
- ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

7 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先した上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市教育委員会及び県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

- ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については、市教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

(1) 県立高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、学校長は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(2) 私立高等学校

私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

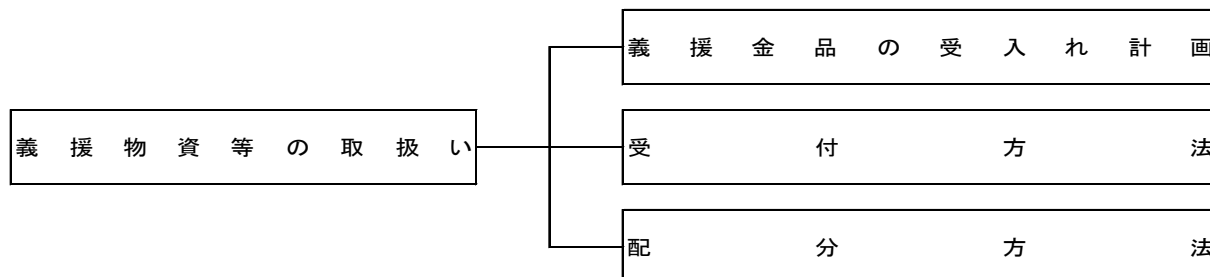
3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第11節 義援物資等の取扱い

災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公平・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

(3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

2 物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、財務班及び避難所担当員に通知する。

第2 受付方法

1 受付要領

義援金品の受付要領は、次のとおりである。

- (1) 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- (3) 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (5) 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

2 受付帳簿の様式

受付月日	金額	寄贈者	
	(品名、数量)	氏名	住所

第3 配分方法

1 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等がそう失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

- (1) 死者、重傷者（義援金のみ）
- (2) 全壊（焼）世帯
- (3) 流失世帯
- (4) 半壊（焼）世帯
- (5) 床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付された被災者に対する義援物資は救助班で受け、義援金は財務班で受け記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。

3 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、救助班が配分計画により災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 日赤救援資材及び物資の保管

- (1) 日本赤十字社鹿児島県支部志布志市地区は救援資材及び物資を常備し、市長はこれを保管して、日赤救援物資配分基準により使用交付する。
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部志布志市地区は、市長の要請に基づき、必要に応じ前項の物資を速やかに補充又は増加する。

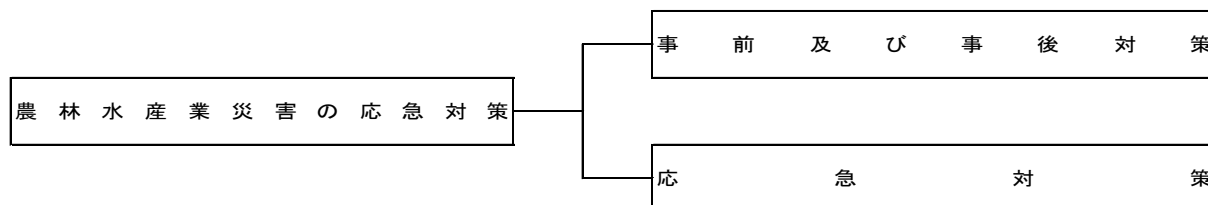
5 配分基準

義援金及び義援物資を公正、適正に被災者に配分するため、関係機関から構成される配分委員会において対象者、配分基準、配分の方法、その他必要な事項について決定する。

第12節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 事前及び事後対策

市及び県は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

第2 応急対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を指導し、事後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策は、次のとおりである。
 - ア 浸水時の用水路等からポンプ等による排水
 - イ 破損箇所の応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ 林道の応急復旧

2 種苗の確保

市長は、災害により、播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合等に必要種苗の確保を要請する。

3 病虫害防除対策

関係機関で構成する志布志市農林水産技術員連絡協議会において、具体的防除策を措置する。

(1) 緊急防除対策の実施

災害により病虫害が発生し、又はそのおそれがあるときは、病虫害緊急防除対策を実施する。

(2) 緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

(3) 空中散布防除の実施

広域にわたって病害虫の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

(4) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会及び県農薬卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。また、必要に応じ県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

4 農作物応急対策

(1) 農作物等に対する応急措置

農作物等に対する応急措置方法は、表のとおりである。

表 農作物等に対する応急措置方法

品目	災害種別	応急措置方法
水稻	風害	①完熟期で近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架け干しするか脱穀して乾燥する。 ②完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水して、丁寧に引き起こして4～5株を緩く結束する。結束が終わったらたん水し、できるだけ水を溜める。

品目	災害種別	応急措置方法
作物	風水害 干害	①病害虫防除の徹底 ②計画的な水管理の実施
果実	干害	①敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆 ②適正結果（摘果） ③熟期に達した果実の収穫
	風水害	①熟期に達した果実の収穫 ②倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 ③土砂崩れ等の場合の土砂の除去 ④落葉した樹の樹勢回復 ⑤病害虫防除の徹底
野菜	干害	①薬剤散布 ②液肥の施用 ③代作の実施 ④散水又は敷わら、敷草

	風水害	①排水、中耕、土寄せの実施 ②草勢回復資材の投与・散布 ③土砂の洗浄 ④代作の実施 ⑤病虫害防除の徹底 ⑥防風措置の実施
--	-----	---

品目	災害種別	応急措置方法
花き	干害	①散水又は敷わら、敷草 ②液肥の灌水への加用 ③代作の実施
	風水害	①排水、土寄せの実施 ②病害防除の実施 ③防風措置の実施
茶	干害	①散水の徹底
たばこ	風水害	①散水・排水の実施 ②病虫害防除の徹底
飼料	干害	①灌水の実施 ②発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	①早急に地表水の排水実施 ②草勢回復資材の投与、散布 ③早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 ④ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）
その他	風水害 干害	① 種苗の確保（農業協同組合等と協力）

5 畜産応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健衛生所）及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

ア 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合には畜産班員を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は市長の要請により救護班を被災地に派遣する。

ウ 災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

表 家畜管理のための応急措置方法

感染症の予防	①家畜保健衛生所による予防注射の実施 ②診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	①県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 ②県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

6 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

- (1) 被災立木竹の除去、土砂の除去
- (2) 林道破損箇所の復旧、機能回復
- (3) 病虫害の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

- (4) 林業用種苗の確保

森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

7 水産物応急対策

- (1) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、あっせんを行う。

- (2) 病虫害の防疫指導

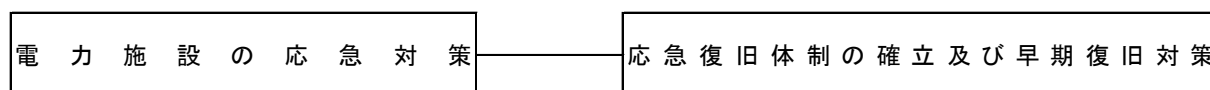
災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定める。



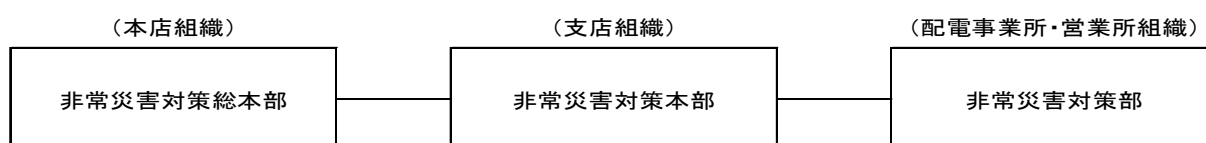
第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

図 災害対策組織



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に、復旧を進める。

第2 施設・設備の応急復旧活動

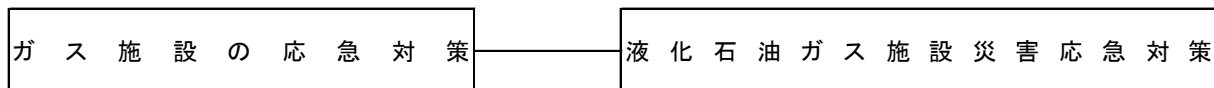
県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。



第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防本部及び鹿児島県LPガス協会曾於支部長（以下「支部長」という。）に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 支部長は、連絡を受けたときは直ちに県LPガス協会長に連絡する。
- (3) 県LPガス協会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたる。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望まし

い。

(3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

(4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

(1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

(2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

(1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図る。

(2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておく。

6 報告

(1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。

(2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

(1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。

(2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋りょうの流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

上水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

水道班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道班は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 農業集落排水施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に農業集落排水施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

農業集落排水施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

防疫班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

防疫班は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機等及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

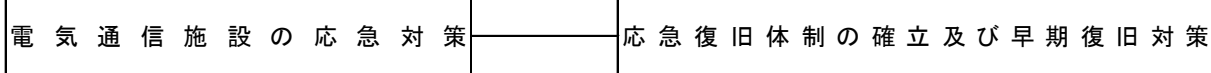
(3) 農業集落排水施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場・ポンプ所・幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ・ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、市及び県、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資機材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、

通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

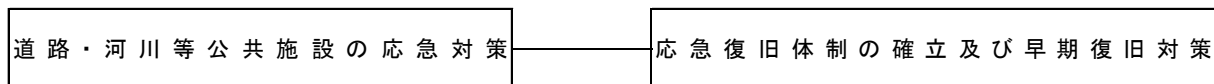
電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

ア 市、県

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市及び大隅地域振興局（建設部）は、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

イ 九州地方整備局大隅河川国道事務所

被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 市、県

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

イ 九州地方整備局大隅河川国道事務所

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

さらに、県道又は市道について、県又は市から要請があり、かつ当該県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事である

と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県又は市の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

※海岸保全施設・・・津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護するため、割海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

※河川管理施設・・・河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持つ、堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。